

# 付 属 資 料

- 1 環 境 基 準  
（ 大 気 汚 染 、 水 質 汚 濁 、 騒 音 、 航 空 機 騒 音 ）
- 2 大 阪 地 域 公 害 防 止 計 画
- 3 ク リ ー ン エ ア プ ラ ン ' 7 3 ..... 抜 粋  
（ 大 気 汚 染 防 止 基 本 計 画 ）
- 4 ク リ ー ン ウ ォ ー タ ー プ ラ ン ..... 抜 粋  
（ 水 質 汚 濁 防 止 対 策 ）
- 5 大 阪 市 公 害 対 策 審 議 会 （ 諮 問 ・ 答 申 ・ 意 見 ）
- 6 昭 和 4 8 年 度 大 阪 市 公 害 関 係 予 算 総 括 表
- 7 公 害 対 策 関 係 組 織 機 構 図
- 8 公 害 対 策 関 係 職 員 数
- 9 公 害 関 係 協 議 会 等 一 覧 表



# 1 環 境 基 準

## 1 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月16日 環境庁告示第25号)

公害対策基本法第9条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)およびその達成期間は、次のとおりとする。

### (1) 環 境 基 準

ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

### (2) 達 成 期 間

ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。

イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、維持され、または5年以内においてできるだけ早期に達成されるよう努めるものとする。ただし、過度の人口集中地域または大規模工業立地地域であって、総合的な対策を講じても5年以内に当該環境基準が達成されることが困難な地域にあっては、次の中間目標が5年以内に達成されるとともに、脱硝技術その他の画期的な防止技術の実用化等の諸施策をさらに推進することにより、8年以内に当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。

中間目標 一年間を通じて、二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.02 ppm以下である日数が総日数に対し60パーセント以上維持されること。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条件	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm以下であ り、かつ、1時 間値が0.1 ppm 以下であること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下で あること。	1時間値の1日 平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であ り、かつ、1時 間値が0.20 mg /m <sup>3</sup> 以下である こと。	1時間値の1日 平均値が0.02 ppm以下であ ること。	1時間値が0.06 ppm以下であ ること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する曇がえ られる光散乱法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。</li> <li>2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</li> </ol>					

## 2 水質汚濁に係る環境基準

(昭和45年 4月21日 閣議決定)

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、60号)

### (1) 人の健康に係る環境基準 (全水域)

項目	アンモニア	アルキル水銀	有機リン	カドミウム	鉛	クロム(6価)	ヒ素	総水銀
基準値	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.01ppm以下	0.1 ppm以下	0.05 ppm以下	0.05 ppm以下	検出されないこと
測定方法	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という) 29.1.2 および 29.3 に掲げる方法	昭和43年7月29日 経済企画庁告示第7号に規定するガスクロマトグラフ法および薄層クロマトグラフ分離ジチゾン比色法の両方法	規格23に掲げる方法(ただし、メチルジメトンについては薄層クロマトーモリブデンム書法)	規格40に掲げる方法	規格39に掲げる方法	規格51.2に掲げる方法	規格48に掲げる方法	ジチゾン吸光度法

(2) 生活環境に係る環境基準

ア 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値				水 域 類 型 (但し、大阪市域関係分のみ)
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1ppm 以下	25ppm 以下	7.5ppm 以上	50 MEN/100ml以下
A	水道2級水産1級水浴 およびB以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2ppm 以下	25ppm 以下	7.5ppm 以上	1,000 MEN/100ml以下
B	水道3級水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3ppm 以下	25ppm 以下	5ppm 以上	5,000 MEN/100ml以下
C	水産3級工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5ppm 以下	50ppm 以下	5ppm 以上	—
D	工業用水2級農業用水 およびE以下の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8ppm 以下	100ppm 以下	2ppm 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10ppm 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2ppm 以上	—
測 定 方 法		規格8に掲 げる方法	規格16に掲 げる方法	規格10.2.1 に掲げる方 法	規格24に掲 げる方法	最確数によ る定量法

イ 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基準				標準値			水域	特 域 特 型
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	ノヘキサン抽出物質 (油分)等				
A	水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 ppm 以下	7.5 ppm 以上	1,000 MEY/100ml以下	検出されな いこと	大阪湾(3) 大阪湾(4) 大阪湾(5)			
B	水産2級、工業用水およびCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 ppm 以下	5 ppm 以上	—	検出されな いこと	大阪湾(2)			
C	環境保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 ppm 以下	2 ppm 以上	—	—	大阪湾(1)			
測 定 方 法		規格8に掲げる方法	規格13に掲げる方法 (ただし、B類の工業用水および水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格24に掲げる方法	最少量による定量法	ノヘキサン抽出法				





### 3 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の 類型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下道路に面する地域という。)については、目標値は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

- (注) 1 AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
- 2 Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
- 3 Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

#### 4 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第2種空港(福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第1種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

## 2 大阪地域公害防止計画

公害対策基本法第19条の規定に基づき、昭和46年5月25日、内閣総理大臣から大阪府知事に対し「大阪地域にかかる公害防止計画策定の基本方針」が示された。公害防止計画はこの基本方針に基づき府市協力して策定作業を行ない、昭和47年12月19日内閣総理大臣の承認を経て正式に決定したものである。

その概要は次のとおりである。

### 1 公害防止計画の趣旨

公害防止計画は、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、10年間にわたって実施すべき公害対策の総合的な基本計画である。

計画の策定にあたっては、人口の高密化、巨大発生源と中小企業の集中、商工住混合化による土地利用の混乱等大阪地域の特殊性に立脚し、長期的な観点に立って、国、地方公共団体、企業、住民が一体となって施策を推進し、公害問題を解消していくことをその基本としている。

### 2 地域の範囲

大阪府の地域のうち豊能郡能勢町及び南河内郡千早赤阪村を除く地域とする。

### 3 計画の目標ならびに達成期限

目標ならびに達成期限については、内閣総理大臣から示された「大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針」に示された目標および達成期限を基本とする。

ただし、上記目標を早期に達成したもの、および目標が設定されていないもので緊急に対策を講ずる必要のあるものについては暫定的な目標を設定する。

なお、暫定的に設定した目標については、環境基準の改定、または設定が行なわれた場合には、その環境基準に変更するものとする。

(付属資料1、環境基準参照)

## 4 公害防止に関する施策

### (1) 施策の基本的方向

大阪地域における公害を抜本的に解消するためには、人口と工場の過度の集中と土地利用の混乱を解決することが前提条件であり、こうした対策とあわせて発生源に対する規制、都市施設の整備、自然環境の保全を図っていく必要がある。

それ故に、大阪地域の公害問題は、長期的な視点に立ち、国、地方公共団体、企業、住民が一体となってその解決に努力しなければならないものである。

### (2) 土地利用計画

今後の土地利用の方針としては、公害防止に重点をおき、住宅と工場を分離するため、次のように工業地と住宅地の再配置を行なうこととし、あわせて自然環境を保護することとする。

ア 大阪市内の住工混在地域の中小企業を主体とする都市型工業を、流通施設と関連づけながら臨海部および内陸部の適地に集約化するよう誘導する。

イ 大阪市西部、堺・泉北地区は、公害対策、立地規制を強化して環境の改善を図り、住工混在地域から移転させる関連企業を含めて整備していく。

ウ 泉北港、阪南港の地域には、木材加工、金属製品、輸送機器など高次加工を主体とする都市型工業の配置を図る。

エ 内陸部にあっては、既存工業地で今後とも工業地として残す区域、主要幹線沿道で新たに工業地として開発すべき区域については、公害防止に十分配慮し、内陸型工業専用地として専用化する。

オ 住宅地については、大阪市などの既成市街地においては再開発による住宅の高層化を図り、住工混在地域では、工場の立地規制および工場の適地への移転を促進し、あわせてオープンスペースを含む公共施設を整備し、生活環境の改善を行なう。また、市街化の進行している周辺地区、新たに住宅地として開発すべき区域については全面的な開発により専用化を図っていく。

カ 公園・緑地の整備とともに、北摂連山・金剛生駒・和泉葛城などの近郊緑地保全区域については自然環境を積極的に保護していく。

### (3) 大気汚染対策

ア 概 説

大気汚染防止対策は、大気汚染の及ぼす人体、動植物への影響の程度、これらを保護するために維持されるべき環境汚染のレベルを明らかにしたうえで、産業・経済の構造と活動、あるいは土地利用、交通輸送体系等について抜本的に検討し、これに関連する諸計画が大気汚染防止の面から総合的に調整されねばならない。

本計画においては、これらの抜本的対策ならびに汚染物質の環境容量について配慮し、最終的に目標とする維持すべき環境汚染のレベルは、汚染物質単体もしくはそれらの複合したものの人体に対する閾値とする。

これらの値については、今後十分に検討のうえ、設定することになるが、可能な物質については、暫定的な目標を設定し、対策を行ない、当面、以下に掲げる施策を実施するものとする。

#### イ いおう酸化物対策

昭和44年以来、大阪府および大阪市が実施してきたブルースカイ計画、新ブルースカイ計画、クリーンエアプラン等に基づき、いおう酸化物の排出の削減を図ってきたが、この計画をさらに進展させていく。

##### (ア) 事業者が講じる措置

- ・ 低いおう燃料への転換
- ・ LNG等ガス燃料への転換
- ・ 排煙脱硫装置の設置
- ・ エネルギーの効率的利用と経済的、効果的な公害対策の推進のため、燃料消費型工場の集団化を行ない、共役エネルギーセンター、共同防除施設の設置、市街地ビル街の集中冷房化等を推進
- ・ 低いおう燃料の確保
- ・ 排煙脱硫技術の実用化

##### (イ) 公共団体が講じる施策

- ・ 行政指導および規制の強化
- ・ 緊急時の発生など高濃度汚染の対策を確立する。
- ・ 行政指導体制の整備強化
- ・ 主要工場についてはテレメーターによる常時監視の実施
- ・ 立入、点検体制の整備強化
- ・ 事業者が講じる措置についての方針の揭示
- ・ 緩衝緑地整備事業の推進

## ウ 浮遊粒子状物質等の対策

### (ア) 事業者等が講じる措置

- ・ ガス燃料等への転換
- ・ ばいじん、粉じんの発生が少ない作業プロセスの採用
- ・ 効率的な集じん器の設置
- ・ ばいじん、粉じんの発生、排出状況の点検と適切な処置
- ・ 粉じん発生の少ない内燃機関（自動車）の開発及び発生粉じんの除去装置の開発
- ・ 自動車使用者は、常に整備を行ない汚染物質の排出が最小となるよう努力する。
- ・ 建設業者は、作業にあたり、極力粉じんの発生防除に努める。

### (イ) 公共団体が講じる施策

- ・ 発生源に対する立入、点検等の監視体制の拡充整備
- ・ 行政指導、規制の徹底
- ・ 粉じんの汚染機構の解明と適確な処置
- ・ ごみ焼却場等公共施設の管理の徹底
- ・ 道路の舗装と清掃
- ・ 公共施設に空気清浄器等の設置
- ・ キューボラ、アスファルト・プラント等による局地汚染を防止するため、土地利用の純化、企業の集団化ならびに共同防除施設の設置などを推進する。

## エ 自動車排出ガス（一酸化炭素）対策

### (ア) 事業者等が講ずる措置

- ・ 自動車製造業者をはじめ、汚染物質の少ない内燃機関の開発、ならびに浄化装置の開発、実用化に努める。
- ・ 自動車を使用する者は、常に良好な整備を行ない、汚染物質排出量が最小となるよう努力するとともに、公安委員会の実施する汚染防止のための交通規制等に協力しなければならない。

### (イ) 公共団体の講じる施策

自動車排出ガスの防除については、自動車構造の改善等、国の施策に負うところが大きく、地方公共団体のとりうる施策は限られたものであるが、当面以下の諸施策を実施する。

- ・ 汚染、交通状況の監視測定体制の整備
- ・ 自動車排出ガス浄化装置を一部公用車に取付け、効果測定を実施し、あわせて、府下の全自動車に浄化装置の取付けを義務づけるよう検討する。
- ・ アイドリング調整の推進
- ・ 信号制御の高度化等交通管制システムを早急に整備し、交通渋滞による汚染の高濃度発生を防止するとともに、必要に応じ車両通行の禁止、制限等の汚染対策の確立を図る。
- ・ 都心部への車両の進入を低減させるため、市街地周辺地域等における駐車場の整備についての基本計画を策定し、早期に事業の実施を図る。
- ・ 自動車交通の渋滞を防止し、汚染物質の多量の排出を防ぐため、幹線道路の交差点の改良ならびに立体交差化等を推進
- ・ 住区内道路については、必要に応じ、車両通行の禁止、制限を図る。

#### オ 光化学スモッグ対策

- ・ 光化学スモッグ測定局、警報受機の整備
- ・ 大阪府光化学スモッグ調査会議による光化学スモッグの発生源、原因物質、影響等の究明および発生機構の解明
- ・ 液化石油ガス、燃料用揮発油、灯油、軽油および有機溶剤を50 *kl*以上貯蔵するタンクに吸着式または吸収式等の処理施設を設けさせる。
- ・ 緊急時の発生など高濃度汚染の対策を確立する。

#### カ 窒素酸化物対策

- ・ 事業者は、早急に防除技術の開発とその実用化に努める。
- ・ 当面、窒素酸化物の排出係数の少ない天然ガス等の占める比率を高めるエネルギー構造に転換するよう指導し、近く、環境基準が設定された場合には、その数値を目標として具体的対策を樹立する。

### (4) 水質汚濁対策

#### ア 健康項目

##### ㍑ 事業者が講じる措置

- ・ シアン、カドミウム等人の健康にかかる物質については、排出基準を遵守するに必要な処理施設を設置するとともに、適正に維持管理

を行ない、不慮の事故にも対処しうる体制を整備すること。

- ・ 零細事業者で、個々に処理施設を設置することが困難な場合は、集団化を図り、汚水の共同処理を行なうよう努力すること。

(イ) 公共団体が講じる施策

- ・ 公害防止条例により、法の規制対象工場、事業場についても法と同等の基準を定め、また、許可制あるいは設備基準を定める等規制を強化しているが、今後も法および条例による立入検査等により排出状況の監視を徹底する。
- ・ 零細工場・事業場に対する処理技術の開発および指導、融資等経済的な助成、あるいは工場団地の設立指導等について、強力な対策を講ずることとする。

イ 生活環境項目

(ア) 事業者が講じる措置

- ・ 下水処理場の機能に障害が生じないよう事業者において適切な前処理施設を設置する。
- ・ 下水道未整備地域では、現行の排出基準を遵守するに必要なかつ十分な処理施設を設置する。

(イ) 公共団体が講じる施策

- ・ 排出規制の強化を図る。
- ・ 零細事業者への技術的、経済的援助を推進する。
- ・ 河川の水質測定を強化する。
- ・ 下水道の整備を進め、超高級処理の技術開発と建設を促進する。
- ・ し尿処理施設の整備
- ・ 船舶廃油処理施設の整備
- ・ 海面浮遊ごみの清掃船の建造
- ・ 河川、港湾の汚泥のしゅんせつ
- ・ 淀川の水質浄化のため水質保全水路の建設を検討する。
- ・ 河川、港湾、漁場のごみの除去
- ・ 寝屋川水域の古川流域の浄化のため、淀川からの導水と用排水路の改修
- ・ 公営住宅の水洗便所化
- ・ 市街化区域内の畜産経営の適地への集団移転



- ・ 家畜汚水の一次処理施設の整備
- ・ 流出油から漁場被害を防止するため、器具整備と薬剤の確保
- ・ と畜場汚水の浄化設備の整備

## (5) 騒音

### ア 工場騒音

#### (ア) 事業者が講じる措置

- ・ 工場を遮音構造にする。
- ・ 騒音の著しい機械を設置している工場は、測定器を保持し、定期的に測定し、その結果作業内容を変更するなどの措置を講じる。

#### (イ) 公共団体が講じる施策

- ・ 工場、事業場の防音工事の指導の徹底
- ・ 環境基準達成のため、府条例による規制を強化していく。
- ・ 広域騒音については、個々の騒音源に対して音量規制を行なう。
- ・ 新設ならびに大規模増設を行なう工場、事業場に対しては、協定等により、厳しい音量規制を義務づける。
- ・ 住工混在地域の中小工場については、工業地区内に集団化を図る。また、工業地区内の住居の移転を図る。
- ・ 騒音防止技術の開発を図る。
- ・ 騒音発生源追求システムの確立を図る。

### イ 自動車騒音

#### (ア) 事業者等が講じる措置

- ・ 電気自動車等低騒音エンジン、排気口における防音装置、低騒音タイヤなどの開発と実用化等に努める。
- ・ 自動車の使用者は、常に良好な整備を行ない騒音を高めないようにするとともに、公安委員会が自動車騒音の防止のために講じる交通規制等に協力する。
- ・ 道路管理者は、騒音を軽減するため、路面の改良、高架道路の橋脚構造の改良、防音壁の設置など、道路構造上の問題を解決するよう努める。

#### (イ) 公共団体が講じる施策

- ・ 住区内道路を重点に、速度規制、徐行規制を行い、必要に応じ、車両通行の禁止、制限を行なう。

- ・ 必要に応じ、幹線道路沿い、交差点を含む地区の市街地形態の改造、道路構造の改善等について調査、研究を進め、それに基づいて具体策を推進する。
- ・ 学校、福祉施設、公営住宅、公共施設などの防音工場による被害の減少および道路の補修などによる騒音、振動の発生の低減を図る。

#### ウ 航空機騒音

##### (ア) 事業者が講じる措置

- ・ 航行方法による騒音の低減に努める。
- ・ 地上における騒音対策として、エンジンテスト施設の充実、消音器、遮音壁、テスト時間の短縮等の措置を行なう。

##### (イ) 公共団体が講じる施策

航空機騒音の抜本的対策は、低騒音エンジンの開発、空港の立地条件等国の施策に待つところが多いが、当面、次のような対策を講じる。

- ・ 空港周辺地域の整備
- ・ 移転補償対策の推進
- ・ 学校、共同利用施設などの防音工事の推進
- ・ 共同利用施設の建設整備
- ・ 民家の防音工事の推進

#### エ 建設騒音

- ・ 事業者は、無騒音工法の開発と実用化に努める。
- ・ 条例による規制の拡充と強化
- ・ 公営住宅建設にあたっての特殊工法の採用等
- ・ 建設騒音の基準値の設定の検討

#### (6) 地盤沈下

- ・ 地下水の採取の規制の地域を拡大し強化する。
- ・ 水資源の確保を図りつつ、代替用水として、上水道、工業用水道の整備を図る。

#### (7) 悪臭

- ・ 規制の枠と基準の強化
- ・ 設備基準の枠を拡大
- ・ 立入検査、技術指導、助成措置等の強化
- ・ 事業者による悪臭発生施設の保守、管理の強化と自主監視体制の促進

## (8) 土 壌 汚 染

### ア 事業者が講じる措置

- ・ 工場、事業場などの防除施設の完備
- ・ 工場、事業場などの汚染物質の排出の停止（土壌汚染が発生した場合）
- ・ 被害者の救済の実施
- ・ 農薬については、その適正な使用
- ・ 農薬製造業者は、残留毒性の低い農薬の開発と実用化

### イ 公共団体が講じる施策

- ・ 発生源工場、事業場の指導と取締り
- ・ 規制基準の見直しと規制の強化
- ・ 土壌汚染の環境基準の設定
- ・ 下水道を整備し、汚水と農業用水の分離を図る。
- ・ 農業用水施設を整備し、農業用水と一般排水を分離する。
- ・ 農林技術センター等の試験研究機関を整備強化して、土壌汚染に関する調査研究を行なう。
- ・ 土壌汚染が発生した場合には、汚染状況調査、発生源調査、人体影響調査を実施し、汚染物質の除去を図るため客土、排土、かんがい排水施設の整備などの事業を行ない、必要な場合は、地目変換を行なう。これらに要する費用は、発生原因者責任の原則に基づいて負担させる。

## (9) 廃 棄 物

### ア 一般廃棄物（し尿を除く。）

昭和51年府下1日12,800トン（1日1人あたり1,474g）、昭和56年府下1日17,400トン（1日1人あたり1,874g）に達する一般廃棄物の収集と処理施設の整備および最終処分地の確保を図っていく。

### イ 産業廃棄物

昭和51年、月総排出量281万トン、昭和56年、月総排出量373万トンに達する産業廃棄物の処理を図るため、廃棄物処理法に基づく処理計画を策定し、廃棄物の量、質の変化に対応した合理的な処理体系を整えるとともに、公共団体が施設を設置する必要のあるものについては、逐次整備を図っていくものとする。

(10) 関連都市施設等の整備

ア 公園緑地の整備

昭和47年4月、1人あたり2.14㎡の公園緑地を、昭和60年には1人あたり10㎡を目標に事業の推進を図る。

イ 緑道の整備

ハイキングやサイクリングを楽しむ幹線緑道と散歩、通園、通学、買物に利用する小緑道を、府下全域に体系的ネットワークとして、整備していく。

ウ 適地へ移転した工場の跡地を地区の環境整備のため活用する。

エ 土地利用の純化を図る土地区画整理事業を進めていく。

オ 河川の緑化と遊歩道の設置を図る。

カ 風致保安林、公園、広場、団地、街路など都市環境の緑化を図る。

(11) 公害保健対策

ア 住民全般に関する施策

- ・ 公害にかかる健康被害者への医療救済措置の推進
- ・ 公害医療施設の整備
- ・ 保健所の公害体制の整備
- ・ 公害検診車の整備

イ 学校公害保健対策

- ・ 児童生徒の特別健康診断
- ・ 大気汚染の著しい地域の児童の大気清浄地での郊外教育（グリーンスクール事業）の実施
- ・ 学校に環境衛生器械、自動うがい器、日用うがい薬の設置
- ・ 学校保健室に空気清浄器の設置
- ・ 大気汚染の著しい学校・幼稚園への空気清浄器、冷暖房施設、換気扇などの設置
- ・ 光化学スモッグ対策として学校に警報受信器の設置
- ・ 大阪府医師会と共同で、児童への大気汚染の影響を調べるため経年的に調査を実施する。
- ・ 騒音対策として、学校の移転、改築、防音工事、冷暖房設備の設置などを行なう。
- ・ 地盤沈下対策として、学校の給排水管の損傷を補修する。

## (12) 中小企業対策

中小企業といえども公害防止の責任があるが、その努力のみをまっていたのでは公害防止の実効を早急に確保することが困難であるので、国、地方公共団体、公害防止事業団等の公的機関が一体となって、次の対策を実施する。

- ・ 公害防止施設の設置、適地への移転、集団化などに対し、資金の貸付け、融資のあっ旋、利子補給などを行なう。
- ・ 中小企業の公害防止技術の開発、研究、普及に対する経済的助成の実施
- ・ 適地への移転あるいは集団化などの促進を図るため用地のあっ旋

## (13) 調査研究体制の整備

環境科学研究所を設立するほか、現在の試験研究機関の再検討を行なうとともに、広く環境問題全般についての調査研究体制を整備していく。

## (14) 監視測定体制の整備

### ア 発生源監視体制

#### (ア) 大気汚染

- ・ テレメータシステムによる煙道排ガスの自動測定、集中監視体制を強化していく。また、監視項目についても測定技術の許す限り拡大していくものとする。
- ・ 45年には、約1,000件の立入検査を実施しているが、今後この体制を拡充強化する。

#### (イ) 水質汚濁

- ・ 立入検査、排水の採取分析を一層徹底する。
- ・ 要指導工場に対しては定期的に調査し、さらにパトロールにより実態のは握を徹底する。
- ・ 法、条例対象工場には、自動測定記録装置および定期的な排水の水質測定を行なうよう指導する。
- ・ 下水道管理者は、下水処理区域内の有害物質取扱い工場に対して、排出状況の監視を徹底する。

#### (ウ) 騒音振動

- ・ 立入検査による騒音・振動の測定を強力に推進する。
- ・ 府は、市町村の測定の指導を行なうとともに、市町村から依頼される騒音、振動の分析を行なう体制を強化する。

## イ 環境監視体制

### (ア) 大気汚染

- ・ テレメータシステムを拡大し、大型電算機の導入によるデータ処理能力の強化を図る。
- ・ 観測局を25カ所に1カ所の割合で整備し、さらに密な測定を行なうため134カ所の増設を行なう。
- ・ 測定項目の範囲を拡大する。
- ・ きめの細かい測定を実施するため移動観測車を増強する。
- ・ 測定機器の精度を高め、厳しい環境基準（目標）にも対応できるようにする。

### (イ) 自動車排出ガス

- ・ 46年度現在、一酸化炭素および全炭化水素を測定する測定点は、府下15カ所であるが、この観測局を昭和51年には74カ所に増設する。
- ・ 汚染対策として有効な交通量の制御について検討を進める。
- ・ 府下主要交差点における自動車排出ガスの定期的調査の体制を充実する。

### (ウ) 水質汚濁

- ・ 府下主要河川、大阪湾の測定のため、測定点、測定項目の拡大、測定精度の向上を図っていく。
- ・ 昭和51年までに主要河川における常時監視測定点の設置とテレメータシステムによる集中監視を進める。  
大阪湾についても、自動測定器の開発に応じ、テレメータシステムによる中央集中監視の実用化に努める。

### (エ) 騒音・振動

- ・ 主要幹線道路に自動測定器を設置し、常時監視システムを整備する。
- ・ 府下250地点で年1回環境騒音の測定を行なう。
- ・ 府下280地点で、交通騒音の測定を行なう。
- ・ 府下10地点で、工場騒音の測定を継続実施する。
- ・ 大阪空港周辺に自動測定設備を増強する。
- ・ 振動の測定点を増やし、分析体制を整備して精密な状況のは握を行なう。

(㉔) 地盤沈下

- ・ 府下 693 点で精密な水準測量を実施しているが、この体制を維持していく。

(㉕) 悪臭・オキシダント等

- ・ 発生源工場に立入検査を行ない悪臭等公害の未然防止を図る。
- ・ 汚染時の緊急出動体制として、移動測定車の増強を図る。

(㉖) 土壌汚染

- ・ 土壌汚染に関する調査研究体制の整備とあわせ、移動測定車等を整備し、常時監視体制を確立する。

ウ 緊急時の措置体制

(ア) 大気汚染

- ・ 緊急時発生前における予報体制、緊急時発生の際の一斉指令体制、緊急時立入検査体制、一般へのPR体制などから構成される緊急時体制をさらに強化していく。
- ・ 高濃度汚染発生の予知のための研究を一層推進していく。
- ・ 主要工場への警報受信器の設置の推進
- ・ テレメータの中央制御機能を利用して、工場からの措置確認、その他の機能の付加計画を策定実施する。
- ・ 緊急時発令と同時に、工場への立入検査を実施する体制を拡充強化する。
- ・ 府下 25 保健所に警報受信器を設置する。
- ・ 緊急時の広報体制を整備強化する。

(イ) 水質汚濁

- ・ 緊急時の措置要綱を定め、これに基づいて具体的対策を定める。
- ・ テレメータの中央制御機能を利用した措置確認体制を行なうよう努める。
- ・ 緊急時の立入検査、採取試料分析体制を整備し、強力な指導体制を確立する。
- ・ 関係機関との緊密な連絡体制を整備していく。

(ロ) 自動車排出ガス

- ・ 緊急時の措置について、公安委員会と緊密な連絡をとり、データ交換を行ない、措置要綱を策定する。

## エ 広域監視測定体制

### (ア) 大気汚染

- ・ 昭和45年に兵庫県とデータ交換を開始し、それとともに、阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱を作成し、兵庫県と大阪府にまたがる一元的な緊急措置をとりうる体制をととのえたので、これを参考に、他の隣接府県との間に広域的監視体制を整備することを検討する。
- ・ 大阪管区気象台から近畿一円の大気汚染予報を自動的にとれるよう緊密な連絡体制を確立する。

### (イ) 水質汚濁

- ・ 関係府県、国の機関と協議を進め、広域監視体制の整備を図る。
- ・ 建設省、兵庫県のテレメータシステムによる中央集中監視組織の計画にあわせ、府の中央集中監視組織とのデータ交換体制を整備していく。

### (15) 自然環境の保護

過度に人口と産業が集中している大阪にとって周辺に残る緑を保全することが、公害を防止し、野外レクリエーションの場として府民の健康の増進に役立つものと考えられる。

そのため、周辺の残り少ない自然環境を開発行為等による破壊から強く保全していくものとする。

## 5 経費の概要

本計画に基づいて昭和47年度から昭和56年度までの10カ年間に要する経費はおおむね次のとおりである。

- (1) 事業者が事業活動による公害を防止するため講ずる措置に要する経費の総額は、約7,600億円と見込まれる。
- (2) 地方公共団体等（大阪府および府下市町村等）が主体となって講ずる経費は、公害対策事業について約1兆6千2百億円、公害関連事業について約3千3百億円と見込まれる。



公害防止計画の策定状況

	地 域	計 画 承 認
第 1 次	千葉・市原地域、四日市地域、水島地域	昭和45.12.1
第 2 次	東京地域、埼玉県荒川流域、千葉県江戸川流域、神奈川県、大阪地域、京都府淀川地域、奈良県大和川流域	昭和47.12.19
第 3 次	名古屋等地域、兵庫県東部地域、北九州地域、大分地域 鹿島地域	昭和47.12.19
第 4 次	埼玉地域、富士地域、播磨南部地域、大竹地域、 岩国地域、大牟田地域	昭和48.12.18
第 5 次	苫小牧地域、仙台湾地域、いわき地域、千葉臨海地域、 富山・高岡地域、衣浦・西三河地域、神戸地域、 備後地域、周南地域、東予地域	昭和49.6.4
第 6 次	室蘭地域、八戸地域、新潟地域、静岡・清水地域、 京都地域、和歌山地域、岡山・備前地域、広島・呉地域 下関・宇部地域、香川地域	策定作業中 (昭和49.6.4) 基本方針指示

### 3 クリーンエアプラン'73（大気汚染防止計画）

…………… 抜 粋

（昭和48年11月）

#### 1 クリーンエアプラン改定の趣旨

大阪市は、早くから西部臨海工業地帯を「大気汚染特別地区」と定め、対策を講じてきたところであるが、去る昭和46年6月、公害関係法令の整備とともに規制権限の委譲の実現と本市公害行政の一元化をみるにいたったのを機に、同年8月、大気汚染防止計画基本構想—クリーンエアプラン'71—を同年8月に確立し、地域特性に応じて、専従公害規制班をおいて、本対策を進めてきた。その結果、昭和47年度にいたり、いおう酸化物、浮遊粒子状物質も減少し、とくに、いおう酸化物については、当初の環境基準全項目を全市域にわたって、ほとんど達成するなど成果をあげてきたところである。

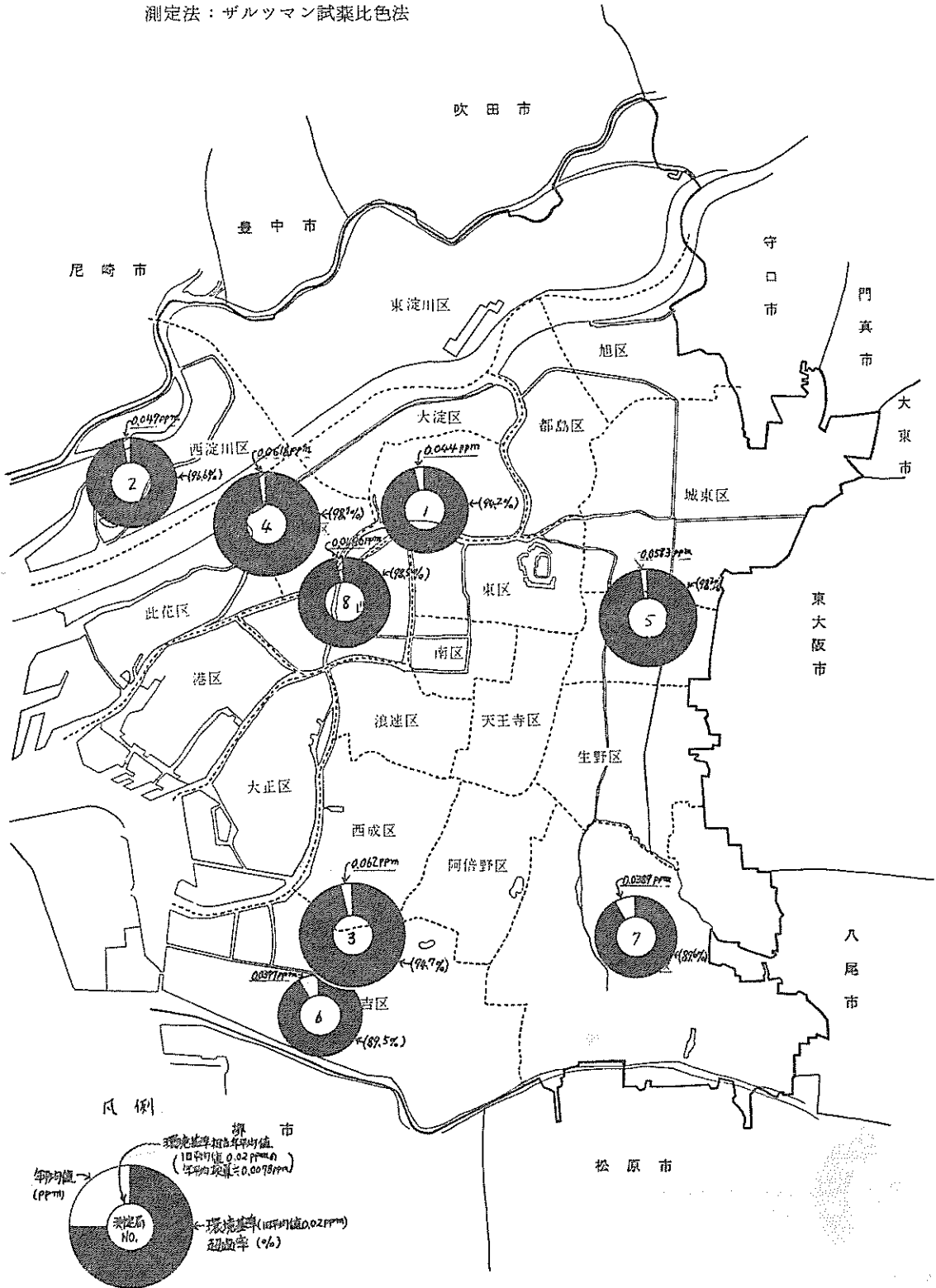
しかし、近年、低いおう化をともなう燃料使用量の増加と、モータリゼーションの進展などとあわせて、光化学オキシダント、窒素酸化物汚染が問題化し、大気汚染の様相はなお一層ゆるがせにできない状態になってきた。それに呼応して、本年5月に入り、いおう酸化物の環境基準改正につづいて、二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準が新しく設定され、さきに設定された大阪地域公害防止計画の基本方針にそって、本市のクリーンエアプラン'71を修正強化することが急務となってきたのである。

ここに、本市は、クリーンエアプラン'71を改定整備し、新しい総合的な計画目標に向って大気浄化の実現に努力していくつもりである。



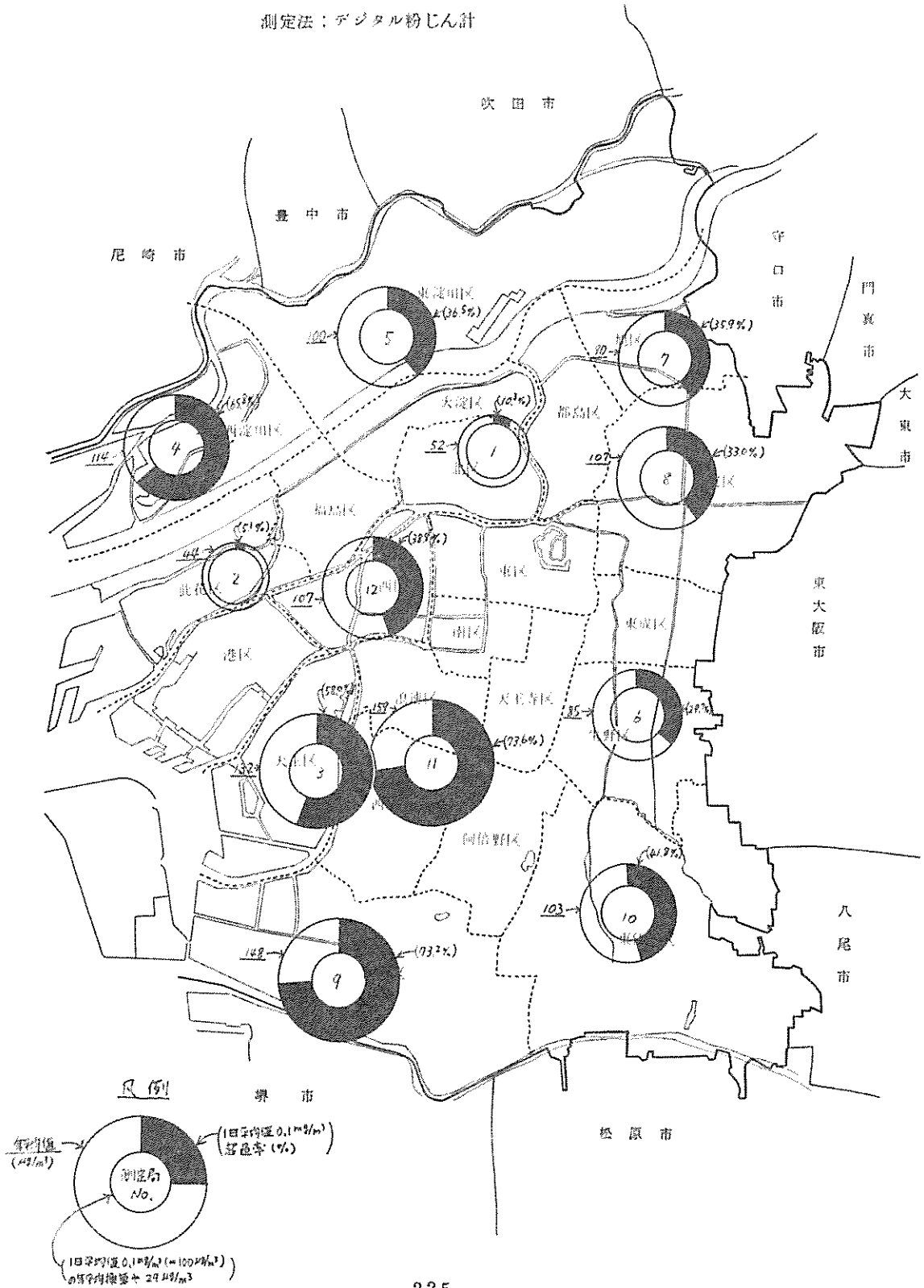
昭和47年度 二酸化窒素濃度分布図（環境基準との比較）

測定法：ザルツマン試薬比色法



昭和47年度 浮遊粉じん濃度分布図

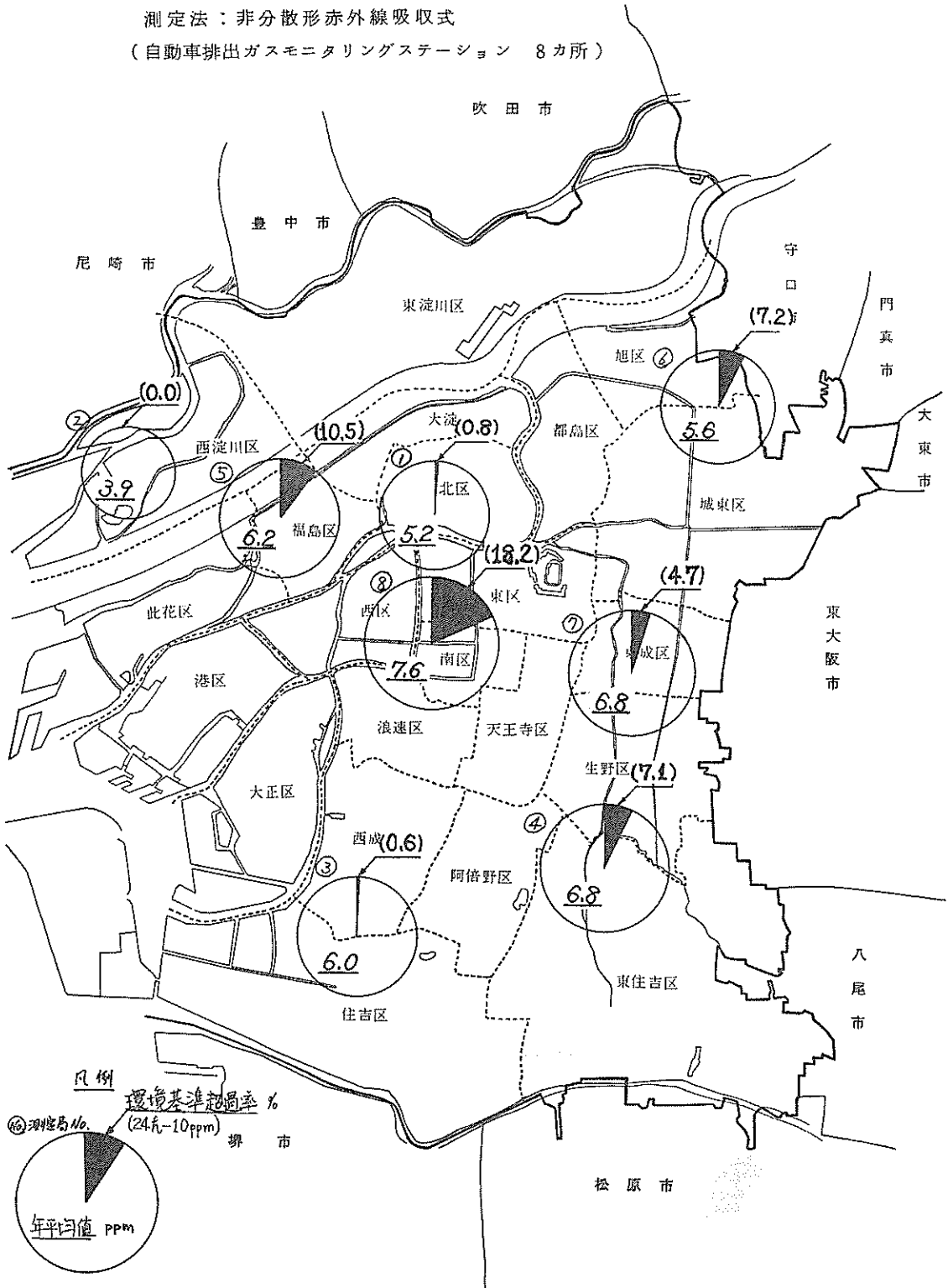
測定法：デジタル粉じん計



昭和47年度 一酸化炭素濃度分布図（環境基準との比較）

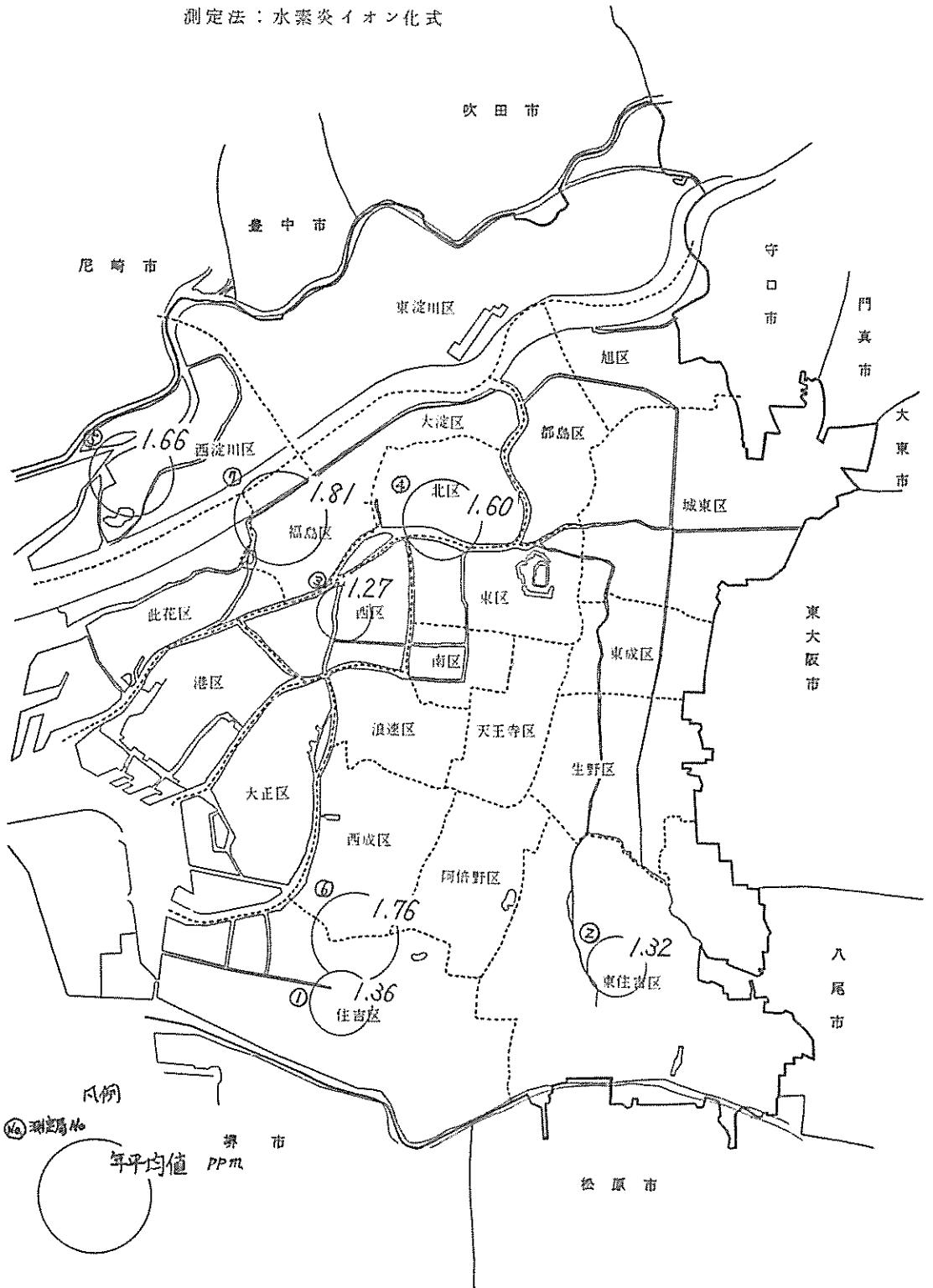
測定法：非分散形赤外線吸収式

（自動車排出ガスモニタリングステーション 8カ所）



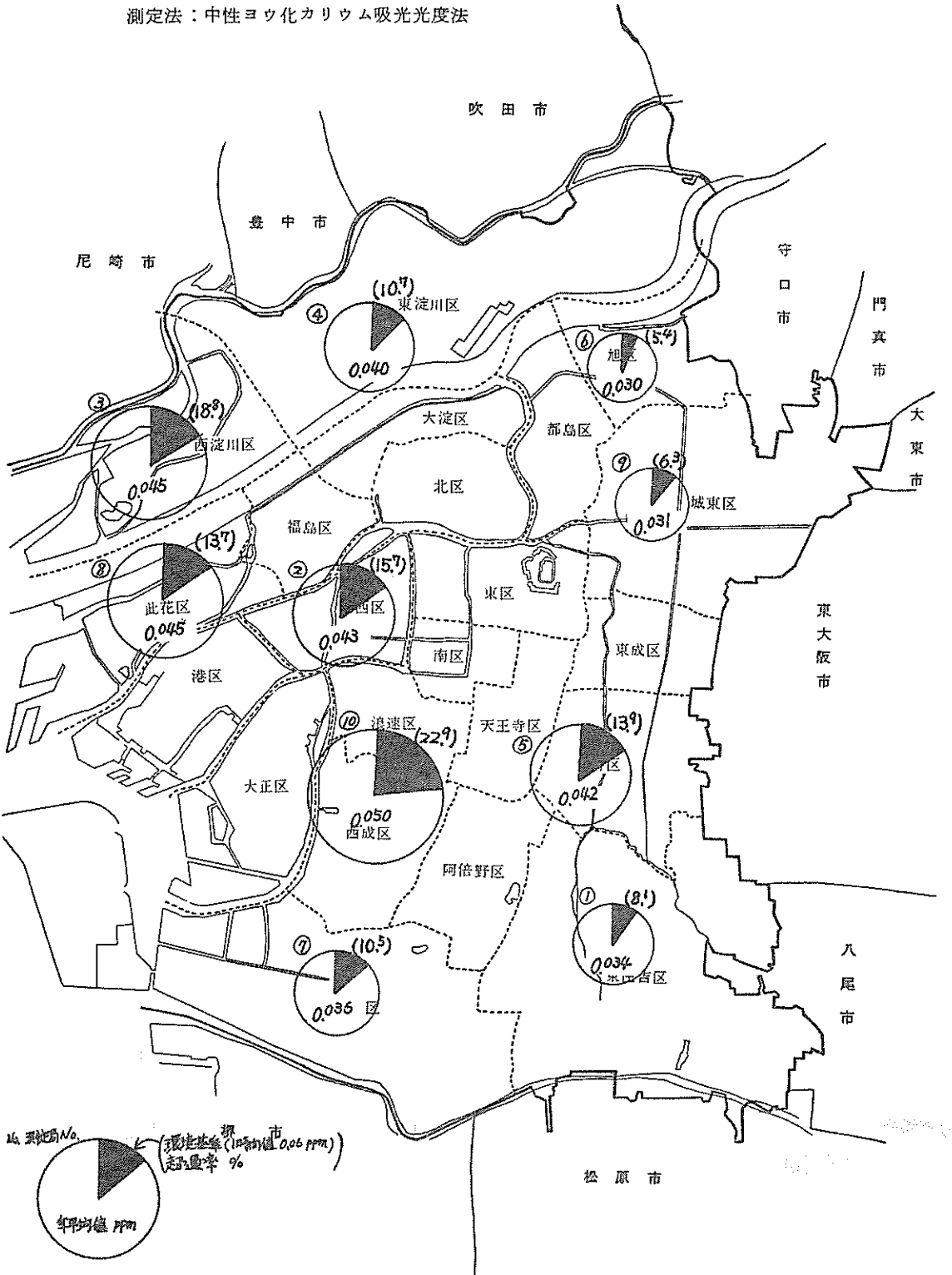
昭和47年度 総炭化水素濃度分布図（年平均値）

測定法：水素炎イオン化式



昭和47年度 光化学オキシダント濃度分布図（環境基準との比較）

測定法：中性ヨウ化カリウム吸光光度法





### 3 計画目標および達成期限

本計画の汚染物質目標濃度基準および達成期限については、中央公害対策審議会ならびに大阪市公害対策審議会の答申（昭和48年7月28日）などにもとづいて人の健康にかかる被害の防止を主眼におき、長期目標として疫学的な観点から直接的にも間接的にも人の健康に影響がないと考えられる閾値濃度すなわち環境基準を達成、維持することとし、さらにできるかぎり、人の生活環境を良好にすることを目標に次表のとおり定める。

なお、すべての汚染物質について、今後、改定、追加される環境基準値を検討し、計画内容の適切な改定、追加を行なっていくものとする。

計画目標および達成期限

項目 物質	目 標	達成期限	対象区域	摘 要
二酸化 いおう	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、 かつ1時間値が0.1ppm 以下。	昭和53年度ま でに達成。	大阪市域全域。 ただし、工業 専用地域、車 道、その他一 般公衆が通常 生活していな い地域または 場所を除く。	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号 (環境基準)
浮遊粒子状 物 質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m以下であり、 かつ1時間値が0.20mg /m以下。	昭和56年度ま でに達成。		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.02ppm以下。	昭和56年度ま でに達成。中間 目標として昭和 53年度までに 60%達成。		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、 かつ1時間値の8時間平 均値が20ppm以下。	昭和56年度ま でに達成。		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下。	昭和56年度ま でに達成。		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (環境基準)
悪 臭	大部分の地域住民が日常 生活において感知しない 程度。	昭和56年度ま でに達成。		

#### 4 汚染物質排出状況

##### (1) 固定発生源

施設別・区別重油使用量および

全 市	総 計				ボ
	項目 区別	重油使用量 (kl/年)	SOx (ton/年)	NOx (ton/年)	ばいじん (ton/年)
北	44,708.7	788.92	431.98	114.73	42,043.7
都 島	100,341.5	2,340.67	1,088.24	3,159.19	100,341.5
福 島	78,664.1	1,420.96	674.89	358.77	48,490.6
此 花	744,091.1	4,735.04	8,581.11	3,596.90	164,752.1
東	31,274.8	460.70	274.96	98.64	30,349.8
西	6,109.7	133.37	53.75	16.60	6,109.7
港	16,315.4	448.46	141.46	47.61	13,253.4
大 正	185,095.0	4,151.63	5,128.17	10,747.97	30,916.7
天 王 寺	13,219.5	259.47	114.72	27.29	13,219.5
南	11,847.0	228.47	107.84	27.31	11,847.0
浪 速	7,899.5	178.15	68.87	29.43	6,500.5
大 淀	36,696.0	803.32	331.21	142.10	25,297.4
西 淀 川	165,488.4	4,526.16	2,224.00	8,234.06	67,029.9
東 淀 川	203,357.0	5,049.53	1,890.99	452.73	187,931.7
東 成	20,356.4	516.86	180.23	43.95	20,356.4
生 野	15,367.3	439.12	140.20	37.14	15,223.3
旭	9,984.8	277.29	91.21	30.40	8,781.0
城 東	131,575.6	2,588.70	1,547.22	663.85	102,576.2
阿 倍 野	7,513.6	187.33	64.45	16.04	7,513.6
住 吉	894,493.4	12,209.20	10,969.86	1,692.28	46,964.6
東 住 吉	16,454.5	672.87	263.79	373.94	12,662.1
西 成	101,250.2	1,540.62	896.38	2,207.55	26,575.9
計	2,842,103.5	43,956.84	35,265.53	32,118.48	988,736.6

汚染物質排出量（昭和47年度）

施 設 別						
イ           ラ			工           業           炉			
SOx (ton/年)	NOx (ton/年)	ばいじん (ton/年)	重油使用量 (kl/年)	SOx (ton/年)	NOx (ton/年)	ばいじん (ton/年)
753.10	374.49	103.84	2,665.0	35.82	57.49	10.89
2,340.67	1,088.23	3,159.04	0	0	0.01	0.15
751.10	414.13	82.07	30,173.5	669.86	260.76	276.70
1,431.43	1,808.27	964.96	579,339.0	3,303.61	6,772.84	2,631.94
447.34	266.97	94.27	925.0	13.36	7.99	4.37
133.37	53.75	16.60	—	—	—	—
358.15	114.88	21.07	3,062.0	90.31	26.58	26.54
400.35	277.50	47.92	154,178.3	3,751.28	4,850.67	10,700.05
259.47	114.72	27.29	—	—	—	—
228.47	107.84	27.31	—	—	—	—
155.38	56.09	13.82	1,399.0	22.77	12.78	15.61
577.05	224.96	47.24	11,398.6	226.27	106.25	94.86
1,229.63	668.76	284.57	98,458.5	3,296.53	1,555.24	7,949.49
4,645.96	1,749.48	349.42	15,425.3	403.57	141.51	103.31
515.50	175.24	40.56	0	1.36	4.99	3.39
437.07	138.96	36.85	144.0	2.05	1.24	0.29
254.38	79.28	18.05	1,203.8	22.91	11.93	12.35
1,989.68	906.77	214.94	28,999.4	599.02	640.45	448.91
187.33	64.45	16.04	—	—	—	—
1,084.99	410.92	97.27	847,528.8	11,124.21	10,558.94	1,595.01
368.70	109.75	31.92	3,792.4	304.17	154.04	342.02
609.27	241.35	63.59	74,674.3	931.35	655.03	2,143.96
19,158.39	9,446.79	5,758.64	1,853,366.9	24,798.45	25,818.74	26,359.84

窒素酸化物発生原単位

施設	種別	重・原油	灯・軽油	ガス	石炭・コー クス	製品等	ゴミ・木材	その他
		Kg/kl	Kg/kl	Kg/10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	Kg/ton	Kg/ton	Kg/ton	
ボ イ ラ	大 型	12.48	9.68	(5.15)				
	一 般	8.64	6.48	3.42	9.07		1.00 (木材)	
焼 却 炉							0.95	
金属加熱炉		8.64	6.48	3.42				
平 炉						1.21 (平炉鋼)		
焼 結 炉						0.86 (焼結鋼)		
転 炉						0.035 (転炉鋼)		
高炉熱風炉				3.42				
電 気 炉 (アーク式)								0.16 Kg/10 <sup>3</sup> KWH
キューボラ					1.17			
コークス炉				8.30				
そ の 他		8.64	6.48	3.42	9.07			

ばいじん発生原単位

施設	種別	石炭	コークス	原油	灯油	ガス	木材	その他	鉄鉱石
		kg/ton	kg/ton	kg / kl	kg / kl	kg/10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	kg/ton	kg/ton	kg/ton
ボイラ	大型			1.2					
	一般	100.0		2.0	1.0	0.3	4.5	7.5	
ガス発生炉				49.0	49.0				
焼結炉									20.0
溶鉱炉									
平・転炉									
金属溶解炉			(キューボラ) 47.4	10.0	10.0	(誘導炉) 5.8kg/10 <sup>3</sup> KWH			
金属加熱炉				3.0	3.0	0.3			
焼成炉 溶融炉				(セメント焼成炉) 2.500 (ガラス溶融炉) 1.00		0.3			
無機反応炉				2.0	1.0				
乾燥炉	骨材			45.0					
	一般			2.0	1.0	0.3			
焼却炉								10.0	
製鋼用 電気炉									15kg/ton スクラップ

(2) 移動発生源

地域別汚染物質排出量（昭和47年）

（単位：ton/年）

地域	汚染物質	CO	NO <sub>x</sub>	HC	PM
全	市	425,957	18,329	44,919	7,845
都	心部	136,391	5,869	14,383	2,512
準	都心部	57,547	2,476	6,068	1,060
周	辺部	232,019	9,984	24,468	4,273

（注） 都心部：北、東、西、南区の4区  
 準都心部：福島、大淀、浪速、天王寺の4区  
 周辺部：東成、生野区等14区

平地面積当り地域別汚染物質排出量（昭和47年）

（単位：ton/km<sup>2</sup>・年）

地域	汚染物質	CO	NO <sub>x</sub>	HC	PM	面積
全	市	2,067.2	88.9	218.0	38.1	206.06 km <sup>2</sup>
都	心部	6,926.9	298.1	730.5	127.6	19.69 km <sup>2</sup>
準	都心部	3,251.1	139.9	342.8	59.9	17.70 km <sup>2</sup>
周	辺部	1,375.6	59.2	145.1	25.3	168.67 km <sup>2</sup>

燃料種別汚染物質排出量（昭和47年）

（単位：ton/年）

燃料	汚染物質	CO	NO <sub>x</sub>	HC	PM
ガソリン		387,042	12,711	35,231	1,501
軽油		3,932	4,482	5,370	6,344
LPG		34,983	1,136	4,318	—
計		425,957	18,329	44,919	7,845

## 5 固定発生源および移動発生源からの窒素酸化物総排出量

昭和47年に固定発生源および移動発生源のそれぞれから排出されたNO<sub>x</sub>量をまとめれば、全市域の総量として53,000 tonとなり、固定発生源が66%、移動発生源が34%を占めている。

これを地域別にみれば、都心部でおおむね1:7、準都心部で1:2、周辺部で8:1となっている。

すなわち、固定発生源は周辺部を、移動発生源は都心部を占めている。

また、市域面積当りの排出量で見れば、260 ton/Km<sup>2</sup>・年となり、地域別では大きな差がなく、固定発生源と移動発生源とを合わせれば、全市域にわたって、平均的に排出されていることがわかる。

### 窒素酸化物総排出量および平地面積比（昭和47年）

（単位：排出量 ton/年・面積比 ton/Km<sup>2</sup>・年）

		固定発生源	移動発生源	計
全 市	排 出 量	35,266 (65.8)	18,329 (34.2)	53,595 (100.0)
	面 積 比	171.1	88.9	260.0
都 心 部	排 出 量	869 (12.9)	5,869 (87.1)	6,738 (100.0)
	面 積 比	44.1	298.1	342.2
準 都 心 部	排 出 量	1,190 (32.5)	2,476 (67.5)	3,666 (100.0)
	面 積 比	67.1	139.9	207.0
周 辺 部	排 出 量	33,207 (76.9)	9,984 (23.1)	43,191 (100.0)
	面 積 比	196.9	59.2	256.1

（ ）内%

6 目標達成のための方策

(1) 固定発生源 汚染物質の削減施策実施経過表 (Case-1)

項目	年度	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
施策		●法・条例の規制	●BFPR (大型ボイラ)	●FC (灯油・ガス) (全市ボイラ)	●BFR (全市ボイラ) ●FC (灯油・ガス) (工業炉の一部) ●BFR (工業炉の一部)		●DS (焼結炉)	●DNS (大型ボイラ) ●DNS (大型金属加熱炉・セメント焼成炉)			●DNS (平炉) ●DN (焼結炉)	
	汚染物質の移	43,957	(40,553)	→	24,971	19,296	→	15,697	4,192	→	3,494	
	SOx (ton/年)	35,266	→	30,748	26,317	28,056	→	→	13,247	→	8,954	
	NOx (ton/年)	48,088	38,951	→	34,084	33,227	→	→	17,570	→	17,294	
P.M (ton/年)												

注 ●FC:燃料転換(灯油・ガス化) ●BFR:バーナー改良・施設改善(二段燃焼・排ガス再循環方式等) ●DS:排煙脱硫装置の設置(含・除じん)  
●DN:排煙脱硝装置の設置 ●DNS:排煙脱硝装置の設置(含・除じん)

汚染物質の削減施策実施経過表 (Case-2)

項目	年度	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
施策				●R-1 (移転)			●R-2 (移転) ●R-3 (移転)			●R-4 (移転) ●R-5 (移転)	
	汚染物質の移	48957	→	→	48,502	→	→	35,929	→	→	31,217
	SOx (ton/年)	35,266	→	→	35,090	→	→	27,488	→	→	25,119
	NOx (ton/年)	48,088	→	→	47,975	→	→	89,774	→	→	38,480
P.M (ton/年)											

注 ●R-1:住居地域内の工場(C-1,C-8)を移転 ●R-2:住居地域に密に包囲されている工場(主にC-1)を移転  
●R-3:住居地域に中層に包囲されている工場(C-1)を移転 ●R-4:住居地域に粗に包囲されている工場(主にC-1)を移転  
●R-5:住居地域に包囲されている工場(主にC-3)を移転



汚染物質について減施策実施経過表 (Case-3)

項目	年度	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
施策											●R (移転)
汚推 染物 質の 移	SOx (ton/年)	43,957									28,881
	NOx (ton/年)	85,266									23,761
	PM (ton/年)	48,038									32,716

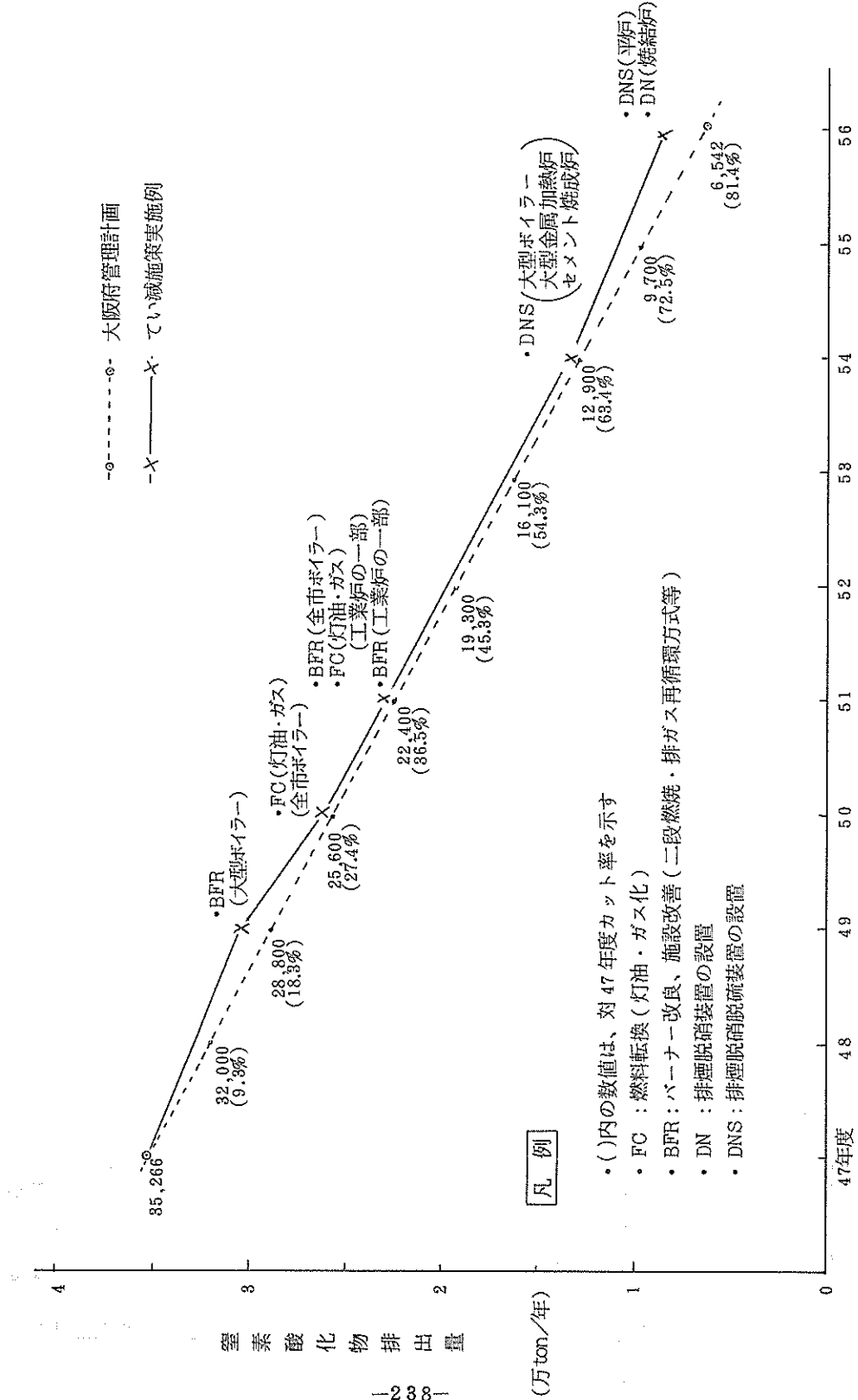
注 ●R:工業専用地域および工業再配置促進法の適用除外地域外の工場(C-1、C-3)を移転

汚染物質について減施策実施経過表 (Case-4)

項目	年度	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
施策											●DN (焼結炉・大型焼却炉) ●DNS (平炉・セメント焼成炉) ●機械粉じん、飛散粉じ ん等の防じん強化)
汚推 染物 質の 移	SOx (ton/年)	43,957	(40,559)	→	35,317	26,669	18,413	7,919			6,938
	NOx (ton/年)	85,266	→	30,743	30,576	26,385	24,117	12,659			7,552
	PM (ton/年)	48,038	38,951	→	38,140	34,618	23,853	22,941			6,570

注 ●FC:燃料転換(低いおう・灯油・ガス化) ●BFR:バーナー改良・施設改善(二段燃焼・排ガス再循環方式等)  
●DS:排煙脱硫装置の設置(含・除じん) ●DNS:排煙脱硝・脱硫装置の設置(含・除じん)

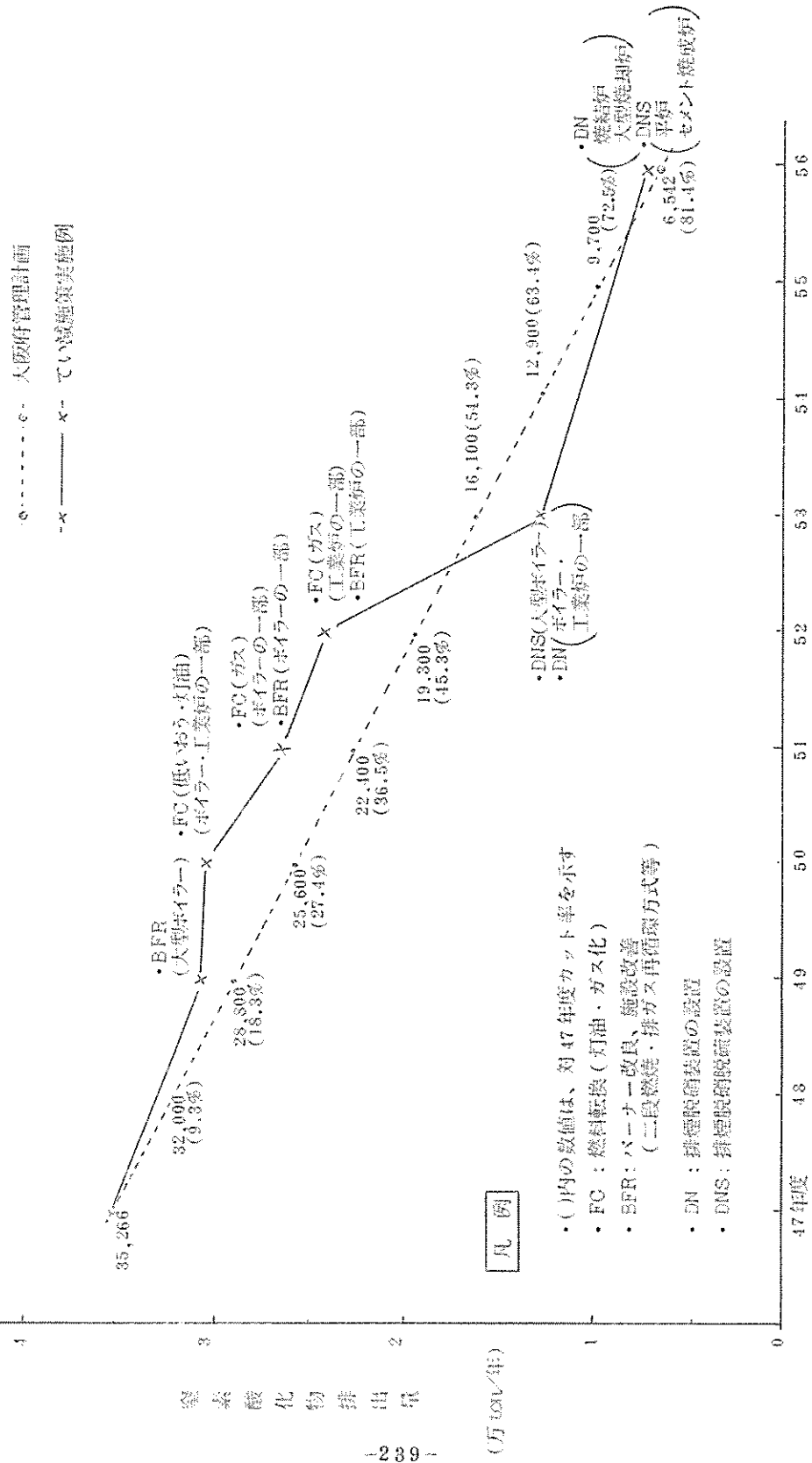
# 窒素酸化物物てい減施策実施例 (Case-1)



凡例

- ・( )内の数値は、対47年度カット率を示す
- ・FC：燃料転換（灯油・ガス化）
- ・BFR：バーナー改良、施設改善（二段燃焼・排ガス再循環方式等）
- ・DN：排煙脱硝装置の設置
- ・DNS：排煙脱硝脱硫装置の設置

# 窒素酸化物物てい減施策実施例 ( Case - 4 )



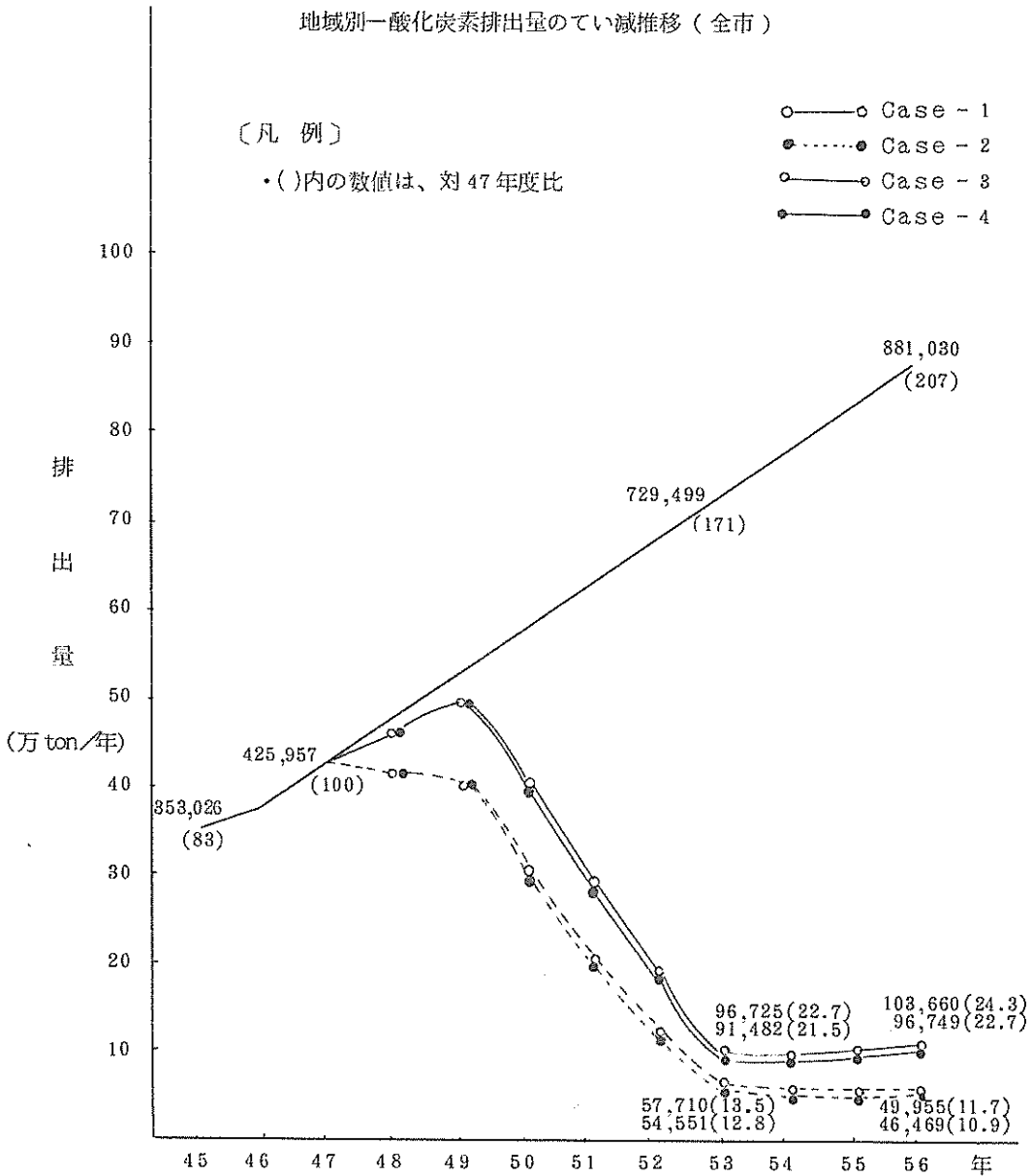
凡例

- ・ ( )内の数値は、対47年度カット率を示す
- ・ FC : 燃料転換 ( 灯油・ガス化 )
- ・ BFR : パーナー改良、施設改善 ( 二段燃焼・排ガス再循環方式等 )
- ・ DN : 排煙脱硝装置の設置
- ・ DNS : 排煙脱硝脱硫装置の設置

----- 大阪府管理計画  
 -x- 実際の減施策実施例

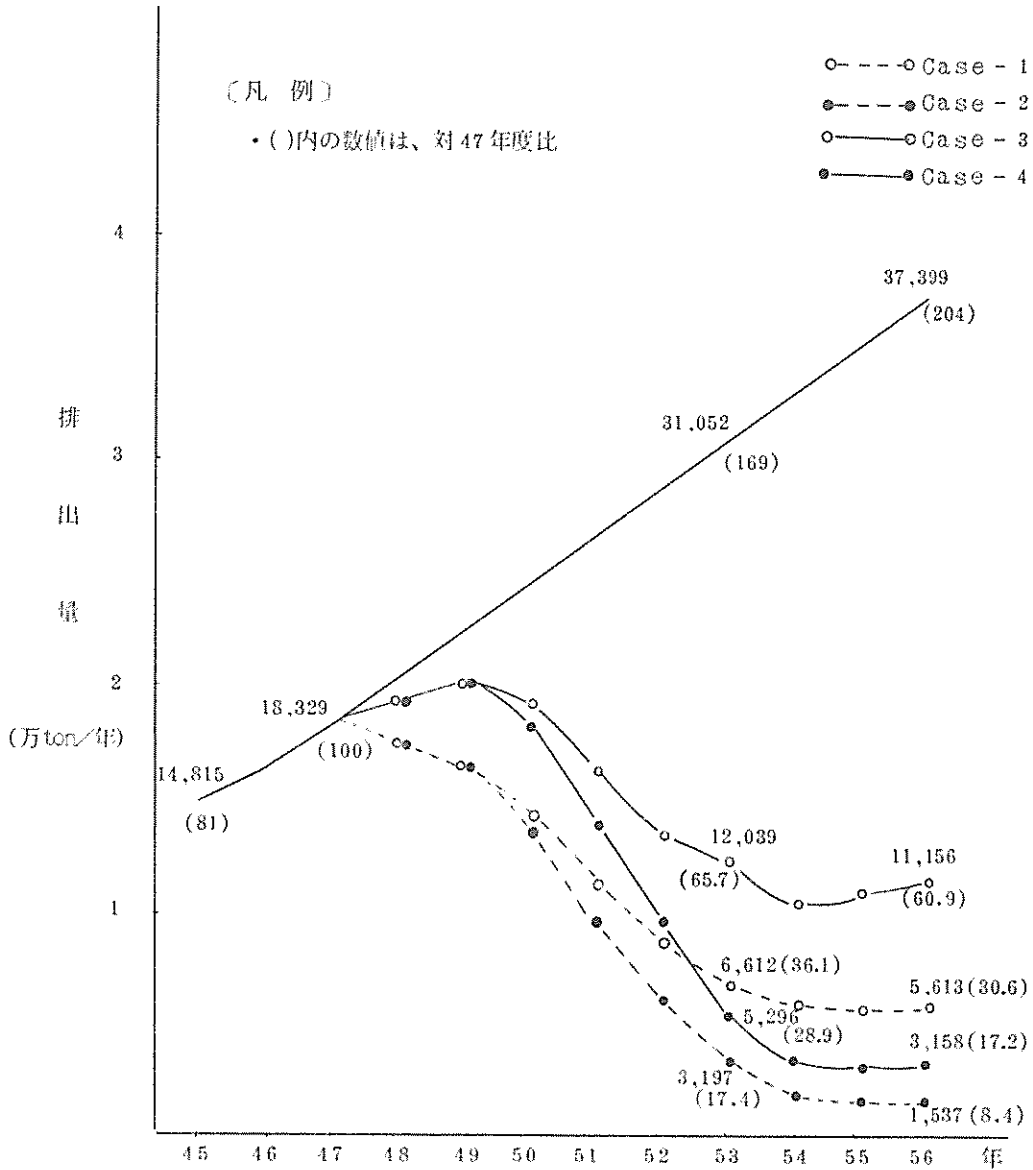
(2) 移動発生源

- Case 1 47年時点の発生集中交通量に伸びがなくガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合
- Case 2 " " ジーゼル車も規制された場合
- Case 3 47年以降も発生集中交通量が伸びガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合
- Case 4 " " ジーゼル車も規制された場合



- Case 1 47年時点の発生集中交通量に伸びがなくガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合
- Case 2 " ジーゼル車も規制された場合
- Case 3 47年以降も発生集中交通量が伸びガソリン車、LPG車のみ規制がされた場合
- Case 4 " ジーゼル車も規制された場合

地域別窒素酸化物排出量の推移(全市)



7 本計画にもとづく本市の基本的施策

本計画にもとづき、大気汚染物質の排出量を可及的速やかにてい減させるため、基本的に次の施策を講ずるものとする。

(1) 汚染物質排出量規制の基本方針

本計画の目標達成のために必要な市域内の各汚染物質の排出規制目標はおおむね次表のとおりとする。

なお、地域ごとの汚染物質排出状況と環境大気中濃度との関連を明確にして、総合的かつ年次的なてい減計画を立て、これを実施することとし、毎年その成果を評価検討し、必要に応じてその計画実施の修正を行なうこととする。

( 固定発生源 )

( 単位： ton / 年 )

年度 汚染物質	4 7	5 3	5 6
いおう酸化物	43,957 (100)	9,332 (21.2)	—
窒素酸化物	35,266 (100)	16,100 (45.7)	6,542 (18.6)
粒子状物質	48,038 (100)	18,400 (38.3)	3,516 (7.3)

( )内%

( 移動発生源 )

( 単位： ton / 年 )

年 汚染物質	4 7	5 3	5 6
一酸化炭素	425,957 (100)	223,500 (52.5)	202,990 (47.7)
窒素酸化物	18,329 (100)	4,700 (25.6)	933 (5.1)
粒子状物質	7,845 (100)	1,680 (21.4)	388 (4.9)

( )内%

また、炭化水素については、光化学オキシダントの生成限界など未だ解明されておらず、今後研究が進み、環境基準の設定がなされた際、検討を加えて具体的に本計画にもりこむこととする。

(2) 固定発生源に対する施策

既存の施設に対しては、施設の規模に応じて年次的に汚染物質の排出抑制の強化をはかる。

新增設の施設に対しては、本計画の目標達成に支障のないよう厳重に規制する。

(3) 移動発生源に対する施策

環境庁告示によるマスクー法に準じた昭和50年、51年の許容限度の設定方針の完全実施とともに、使用過程車を含めて未規制車に対する排出規制の強化を関係機関に強く要請していく。

公共機関は卒先して低公害車を使用し、関係方面に普及促進の協力を求める。

法による規制の遵守の徹底を期すため、関係機関と協力して街頭における自動車の排出状況の監視をより厳しく実施する。

市域内の自動車交通規制については、バスレーンの増設など間接規制をできるだけ推進するとともに、今後汚染実態の詳細な把握と解析につとめ、具体的な自動車交通抑制対策を関係機関と協議検討して進める。

(4) 局地汚染に対する施策

悪臭、有害物質、粉じんなどの局地環境汚染に対しては、より一箇立入規制を強化し、これら防除技術の開発に伴ってこの汚染の除去に努めるとともに、発生源工場の集団化など土地利用の純化を促進する。

(5) 大気汚染監視システムの整備強化

すでに実施してきた発生源常時監視に含まれている燃料使用量、いおう酸化物に窒素酸化物も逐次加えて、大気汚染の総合的な監視網の充実をはかるとともに、本計画の適確な実施を目的に汚染物質の排出状況と環境大気中濃度との関連を解析するシステムの開発、整備を推進する。

また、高濃度汚染時に備えて、観測および緊急時発令、広報体制の充実をはかり、発生源に対する汚染物質の抑制措置をより一箇強化する。

(6) 環境整備対策の推進

本計画にそって、土地利用の純化と遮断緑地の建設、都市の再開発におけ

る地域冷暖房施設の導入、住工分離による住居地域の市街地整備を目途に小規模企業の業種別集団化など環境整備対策を推し進める。

(7) 関係機関との連携い協調

本計画を円滑に推進するため、国をはじめ府、隣接都市の行政機関は勿論、その他の関係機関とも連携いをはかり、協力を要請する。



#### 4 クリーンウォータープラン（水質汚濁防止対策） …………… 抜 粋

（昭和48年7月）

##### はじめに

大阪は古来「水の都」と親しまれ、一方「商都大阪」として繁栄してきたが、これは大阪が大河川の河口部デルタ地帯にあり流速もゆるやかで舟を大量運搬手段としてその運行を利用してきたからである。しかしながら、戦後の経済の急速な成長による汚濁流入量の激増は、このような緩やかな流れと、河口部の海水の逆流による河川水の停滞とあいまって水質汚濁問題の緊急な解決を必要とするに至った。また、地理的にみて大阪市は各河川の最下流部に位置するため、大阪市内の汚濁負荷を上まわる上流部汚濁負荷流入の影響を受けることとなり、大阪市単独の対策のみでは水質の環境基準達成が困難であり、上流における抜本的水質対策を得てはじめて目標に到達するという問題を含んでいる。

本対策目標は、第1には下水道整備及び工場整備及び工場排水規制を根幹とする水質の改善と、第2には浮遊じん芥・油等の除去、河川周辺の景観整備を主とした河川の環境改善をはかろうとするものである。

すでに大阪市が昭和15年から下水道を建設し、その結果現在、市内から発生する汚濁負荷量の50%近くを削減済みであり、さらに本計画によってその削減率90%以上を目標とする。さらに、上流地域においても本計画に合わせて流域下水道等の整備を促進し、汚濁負荷量の90%以上を早期に削減するよう対策を要請しようとするものである。また、市内の河川は、その大部分が府知事管理である点を考慮し、特に大阪府に対し協調を求めつつ本計画の目標達成を期することとする。

なお、昭和46年5月「大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針」が示され、昭和47年12月19日その計画書が国によって承認されたが、本対策の推進にあたっては、その「大阪地域公害防止計画」と十分調和を図るものとする。

## 河川別汚濁状況と削減計画

河川流域毎に人口・工場数・事業場数・出荷額等の原単位から算出した汚濁状況の推移とその削減計画は次のとおりである。

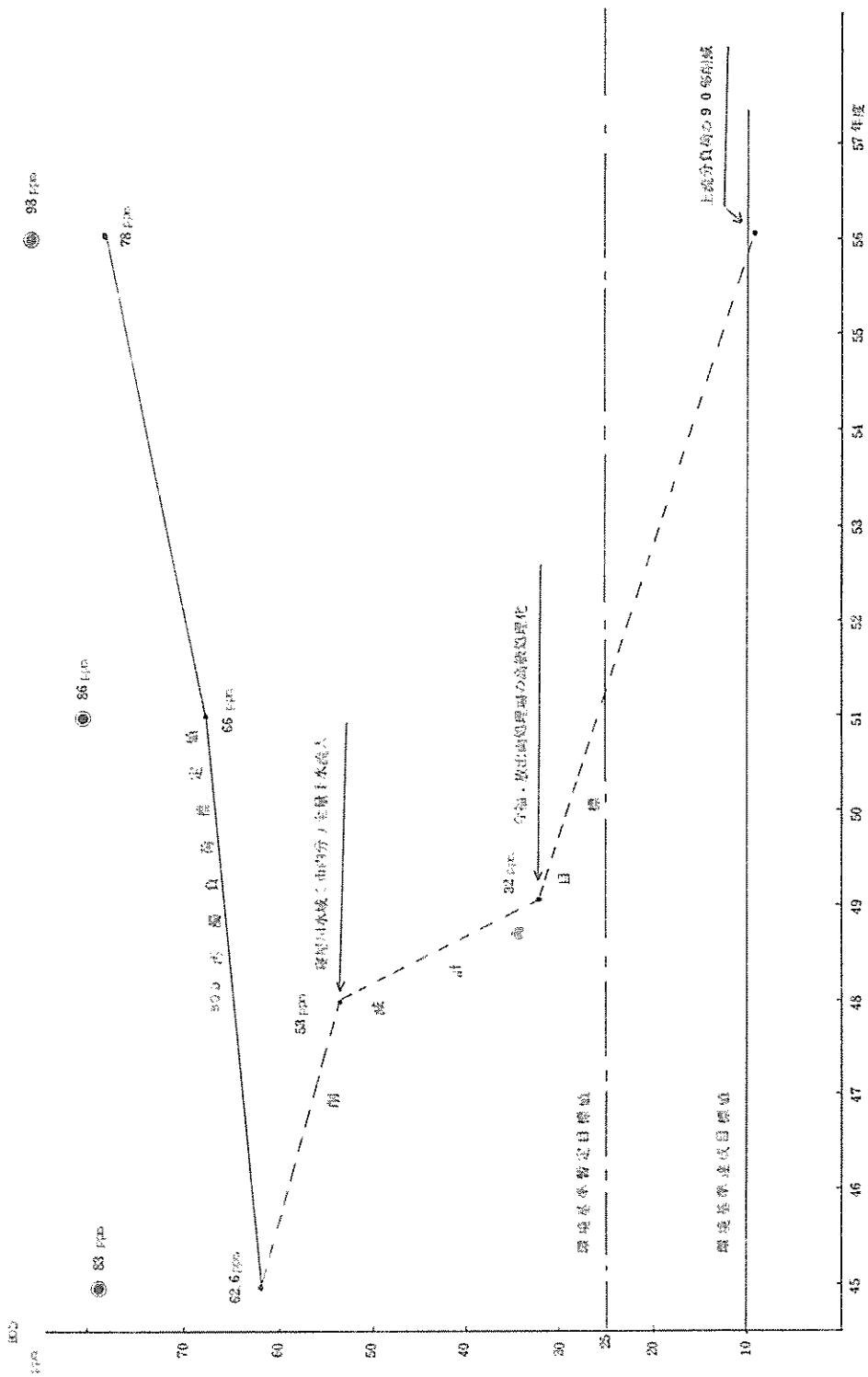
河川名	昭和45年度	昭和51年度		対策	備考
	汚濁状況	汚濁推定値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値 (期待値)		
寝屋川 (京橋)	ppm 62.6	ppm 65.5	ppm 32	(1) 寝屋川水域(市域内)の、全排水下水道流入 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化	上流分負荷の90%削減により環境基準(10ppm)を達成
平野川 (城見橋)	60.4	73	40 注	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 第二寝屋川の水質改善	注 第二寝屋川からの逆流水の推定値全量下水流入とすれば平野川の固有水量はなくなり、第二寝屋川の逆流水のみとなる
第二寝屋川 (鳴野橋)	67.3	76	39	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化	
平野川分水路 (天王田大橋)	115	161	45.4	(1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化	
土佐堀川 (天神橋左岸)	33.0	34.3	19.1	(1) 寝屋川水域(市域内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化	寝屋川の影響が大きく、寝屋川の対策に依存する。

注 51年度汚濁推定値は、45年度以降に対策が進まなかった場合の推定値を示す。

河川名	昭和45年度	昭和51年度		対策	備考
	汚濁状況	汚濁推定値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値		
道頓堀川 東横堀川 (大黒橋)	ppm 358	ppm 371	ppm 207	(1) 寝屋川水域(市内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化 (3) 下水道溢流水対策	寝屋川の影響が大きく、寝屋川の対策に依存する
安治川 尻無川 木津川	23.2	24.5	11.4	(1) 全排水の下水道流入 (2) 市岡・千島・津守各処理場の高級化 (3) 寝屋川(市内分)の汚濁軽減	上流からの流入比が不明確なため三川を一つの河川として算定した
神崎川 (辰巳橋～ 千島大橋)	28.1	21.9	15.4	(1) 全排水の下水道流入 (2) 大野・十八条両処理場の高級処理化	大阪市の対策では環境基準(10ppm)適合し得ない。 5.4ppmについては上流部で削減する必要がある
淀川(下流Ⅰ) (鳥飼大橋)	3.6	3.6	3.6	大阪市内からの汚濁負荷はなし 上流府県市および国へ上流の改善を要請	
淀川(下流Ⅱ) (伝法大橋)	3.6	3.6	3.6	すでに環境基準に適合しているのてこれ以上汚濁が進行せぬよう上流府県市へ要請	

河川名	昭和45年度	昭和51年度		対策	備考
	汚濁状況	汚濁推定値	削減計画		
	BOD値	BOD値	BOD値		
大川 (毛馬橋)	ppm 4.1	ppm 4.1	ppm 4.1	すでに環境基準に適合しているが、これを維持するためには、毛馬洗堰における、淀川からの維持用水70m <sup>3</sup> /日の確保が必要	
堂島川 (天神橋右岸)	5.0	5.2	5.2	すでに環境基準適合	大川の影響が大部分であるが一部寝屋川の影響もあり、寝屋川の環境基準達成時には、類型(C)に変更を検討
正蓮寺川 (北港大橋)	13.7	20.8	5.5	(1) 河川放流工場排水の下水道流入 (2) 海老江の一部および此花処理場の高級処理化 (3) 淀川下流からの維持用水22m <sup>3</sup> /秒の確保	
住吉川 (住之江大橋)	32.3	37.0	21.8	(1) 全排水の下水道流入 (2) 環境基準(10ppm)に適合するには住吉処理場の三次処理および大和川からの維持用水の導入等の対策が必要	
大和川 (堺市水道旧取水点)	25.2	21.1	21.1	(1) 大阪市内の汚濁負荷は0.1t/日で主として畜舎排水であり、その対策(集団化・流域下水道流入等)が必要。 (2) 上流分負荷の削減(78%)により環境基準(5ppm)に適合	

図1 寝屋川水質環境基準達成計画（京橋）



◎ 大阪市内下水処理による負荷の削減がない場合の推定値

本 事 業 の 総 括

必要な対策	効果(目的)	大阪市実施対策		要望事項		検討事項
		可否	実施機関	要望先	内容	
下水道整備 下水道管渠整備 処理の高級化	BOD等水質改善 例 寝屋川(京橋 でBOD 62→32ppm)	可	下水道局			下水三次処理計画 雨水対策
工場事業場等 排水規制強化	全規制項目の排出 量で削減 排水量の削減	可	下水道局 環境保健局			未規制項目対策 総量規制
水面清掃 塵芥フェンス設置 清掃船配備 塵芥処分	水面の美観保持 河川・港湾環境保 全	一部可	土木局 環境事業局 港湾局	大阪府	上流での塵芥除 去 管理河川の措置	高能率フェンス開 発計画 府知事管理河川に ついては協議が必要 その処分と運搬
浚 渫	流水状況改善 底質による水質悪 化防止	一部可	港湾局 土木局	大阪府	府知事管理河川 についてを要請	
維持用水対策	流水確保・溶存酸 素供給	否		国	最低現状水量 できれば増量	寝屋川 13m <sup>3</sup> /秒→20m <sup>3</sup> /秒 大 川 70 " → 70 " 神崎川 10 " → 20 " 正蓮寺川 22 " → 22 " 住吉川 05 " → 05~10"
河川改修 河岸整備(遊歩道 整備)	美観保持・洪水対 策 美観保持・その他 環境改善	一部可	土木局	大阪府		景観道路、緑陰歩 道整備
周辺用水路対策	美観保持・下水道 整備促進	可	土木局・下 水道局・経 済局			地区農家と協議し て実施

必要な対策	効果(目的)	大阪市実施対策		要望事項		検討事項
		可否	実施機関	要望先	内容	
監視体制確立 河川監視定点 拡大 モニタリングステーション拡充	工場排水規制 河川水質常時監視	可	環境保健局			分析体制の強化
河川・港湾浄化 運動の推進	磨芥等不法投棄 防止、監視 河川愛護精神高揚 情報網整備	可	総務局 環境事業局 土木局 港湾局 環境保健局			関係行政機関 民間団体
技術開発	各種対策を容易 にする 排水処理の簡略 化	一部可	各局 部	国	防止技術考案等	磨芥フェンスの開 発 オゾン法によるエ アレーション浄 化研究 汚水バイパスの研 究
産業廃棄物 処理体制確立	不法投棄防止 排水処理設備設 置促進	一部可	環境保健局	国 大阪府	体制の早期完備	公的処理施設 用地確保
零細工場集団化 (処理の共同 化)	排水処理の完全 化 (特に有害物質 の排出防止)	一部可	総合計画局 経済局	国 大阪府	用地確保 造成	適当な用地確保 選定
流域下水道整備	BOD等上流水 質改善 例 寝屋川(京 橋で32→ 10ppm) 51年度	否		大阪府	流域下水道整備 促進 (できれば51 年度完成)	

## 5 大阪市公害対策審議会に対する 諮問及び同審議会の答申と意見

( 諮 問 )

昭和40年2月22日大気汚染の環境基準について、審議会に諮問した。

( 答 申 )

昭和40年12月8日審議会から市長あて次の内容の答申があった。

大気汚染の環境基準に関する答申(抄)

我々は、従来行なわれてきた大阪市における大気汚染ならびにその影響に関する調査研究と内外の知見にもとづいて次の各汚染物質に関する環境管理基準を提案する。

環境管理基準

a 亜硫酸ガス(無水硫酸を含む)

1日平均値 0.1 ppm

ただし汚染の最高濃度を限定するため短時間最高濃度を次のように定める。

1日1回1時間値 0.2 ppm

b 浮遊ばいじん

1日平均値 0.5 mg/m<sup>3</sup>

c 降下ばいじん

月平均値 10 ton/Km<sup>2</sup>



( 諮 問 )

大総合 第600号

昭和44年7月24日

大阪市公害対策審議会

会長 梶原三郎 殿

大阪市長 中馬 馨

大気汚染にかかる当面の施策について(諮問)

現在国会において、〔公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法〕が審議



中であり、また、大阪府においては、大気汚染防止法にもとづき、工場からの排出ガスの規制について計画（ブルースカイ計画）が発表され、大気汚染防止対策も具体的実施段階に入ってまいりました。

つきましては、当面必要と思われまます次の問題について、審議会の意見を求めます。

記

- 1 公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて
- 2 ビル暖房の規制について
- 3 大阪市環境管理基準の改定について
- 4 西部臨海特別地区対策について

（答申）その1

昭和44年10月24日

大阪市長

中 馬 馨 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

昭和44年7月24日付、大総合第600号にて諮問のありました「ビル暖房規制」について、次の通り答申します。

ビル暖房等の規制について

大阪市における大気汚染は、工場、事業場から排出されるばい煙その他有害ガスや、自動車の急激な普及にともなう排出ガス等の増加により大きな社会問題となっている。

とくにいおう酸化物については、石炭から重油への燃料転換にともない増加の傾向にあり、人体への影響等から最も重要視されている。

国においても、昭和43年6月に、従来の「ばい煙」の排出の規制等に関する法律「を」大気汚染防止法「に改正し、法対象のばい煙発生施設ならびに排出基準の大巾な改善をおこなった。また昭和44年2月にいおう酸化物について環境基準の閣議決定をみるにいたった。

しかし、市域内にあっては、大気汚染防止法の排出基準が完全に履行されたとしても、現状における汚染状況からみて環境基準を達成することはほとんど不可能と推測される。

そのため、本年7月大阪府においては、大気汚染環境基準達成計画（ブルースカイ計画）の一つとして、いおう酸化物を多量に排出している工場に対し、改善指導計画をうち出し、亜硫酸ガス排出量の低減に努めている。

一方、大都市における大気汚染の形態は、複雑であり、大発生源のみの亜硫酸ガス排出量をおさえたとしても、都心部における汚染濃度を環境基準にまで低減することは期待できないので具体的にその目標を達成するためには非生産施設（ビル暖房等）に対してもブルースカイ計画第2号として次のように行政指導をおこなうことが必要である。

#### 具体的規制方針

- 1 昭和45年度以降において非生産の法対象施設で使用する燃料は、いおう分が1.0%以下であること。
- 2 昭和47年度以降において総燃料使用量が多い事業場についてはさらに、いおう分の少ない燃料への転換を検討すること。
- 3 今後、新設されるビル暖房等の施設は、経済的ならびに技術的要素を勘案し、いおう酸化物を排出しない施設（たとえば、電気またはガスによる冷暖房施設）を設置せしめること。

なお上記の規制方針を推進するために、次のことに留意すべきである。

- 1 設備改善費の融資助成をはかること。
- 2 指導の強化をはかること
- 3 国への要望
  - (ア) 低いおう燃料の円滑な供給をはかること。
  - (イ) 大気汚染防止法におけるビル暖房等の規制強化をはかること。

( 答申 ) その 2

昭和 44 年 12 月 18 日

大阪市長

中 馬 馨 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

昭和 44 年 7 月 24 日付 大総合第 600 号にて諮問のありました「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ」について、次の通り答申します。

公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて

大阪市における大気汚染は、産業の急速な発展にともない、工場、事業所から排出されるばい煙その他の有害ガス等により大いなる社会問題となっている。

そのため、大阪市内においては、大気汚染防止法に基づく排出基準を遵守させるとともに、国の定める環境基準を早期に達成するため、臨海部の大工場群に対しては、大阪府のブルースカイ計画第 1 号、ビル暖房等による冬期の市内中心部の局地汚染に対しては大阪府のブルースカイ計画第 2 号により、いおう酸化物排出量の低減に努めている。

また、高濃度汚染地区と見做される西淀川区については、昭和 42 年度より、大阪市は大気汚染の特別対策地区として、綿密な汚染状況の調査と 230 工場に及ぶ発生源調査を進めつつ、主要工場に対し排出量抑制の行政指導を進めてきた。

しかしながら、最近における医学的、疫学的諸調査結果によれば、極めて限られた局地高濃度汚染地域における一部住民に健康上の影響が現われつつあることが明らかにされてきた。

このような状況下において、国においては事業活動その他、人の活動にともなって相当範囲にわたる著しい大気の汚染または水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合、その疾病にかかった者に対し医療費、医療手当等の支給措置を講ずることにより、その者の救済を図ることを検討して来たが、この度の第 62 回国会において、この法律が可決されるに至った。

そこで現在までの汚染状況の推移、被害状況発生源に対する指導状況を検討した結果、次の結論を得た。

1 本来、公害対策はこのような救済措置の発動が主題ではなく、発生源におけ

る排出規制と排出抑制が、この行政の基本であることをここに改めて認識すべきである。

- 2 大気汚染による被害について、その区域を画することは、きわめて困難であるが、大阪市における現在までの環境汚染状況や慢性気管支炎の有症者率からみて、法による救済の対象地域としては、西淀川区全域をその対象地域とすることが適当であると考える。



(意見聴取)

大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン)  
の実施に関する意見

大気汚染防止計画基本構想(案)について、昭和46年8月14日、大阪市公害対策審議会において審議されたが、その後大気汚染専門部会で検討された後、昭和46年12月17日次のとおりの意見の提出があった。

(意見)

昭和46年12月17日

大阪市長職務代理者

大阪市助役 福山真三郎 殿

大阪市公害対策審議会

会長 梶原三郎

大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン)の実施に関し、次の事項について適切な措置を講じられるよう意見を申しのべます。

記

大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン)  
の実施に関する意見

- 1 低いおう燃料の確保に努力すること。

低いおう燃料の確保については、大阪地域における確実な需給計画をすみやかに樹立し、その確保のための関係機関への働きかけをさらに強められたい。

2 自動車排出ガス対策を確保すること。

自動車排出ガス対策は、騒音・振動対策、交通規制対策を含め、都市計画の立場から交通問題を総合的に考慮して、環境への影響がないよう積極的に推進されたい。

3 環境基準を設定すること。

環境基準の定められていない大気汚染物質について、市独自の基準を設定し、行政目標とすることが望ましい。

4 いわゆる光化学スモッグの原因究明と対策を推進すること。

大阪においても、いわゆる光化学スモッグと考えられる現象が発生したが、これに対する社会的関心が高まっている現在、できるかぎり早急にその原因究明にあたり、効果ある対策をとられたい。

5 人体影響調査を拡充し、被害者の救済に万全を期すこと。

大気汚染状況のは握とともに、人体に対する影響調査をさらに充実させ、被害者対策には制度の研究も含め、万全を期されたい。

6 低利の融資助成措置を拡充すること。

中小企業対策として、金融面の優遇措置が不可欠であるので、さらに低利の融資助成をはかるとともに、貸付額の枠の拡大をはかられたい。

7 環境保全に係わる学校教育を充実すること。

大気汚染に限らず、すべての公害防止ならびに自然保護のために教育の果たす役割は大きく、そのため公害防止の重要性を教育の場において徹底できる措置を講ぜられたい。

8 予算・人員の確保に努めること。

環境汚染監視センターの拡充、公害インスペクター制度の強化等、公害対策を進めるための必須人員、および器材の整備について、十分な予算措置をとられたい。

( 諮 問 )

大 環 第 813 号

昭和 47 年 8 月 18 日

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎 殿

大阪市長 大 島 靖

悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について(諮問)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)が本年5月31日施行され、悪臭防止対策も具体的実施段階に入ってまいりました。

つきましては、法施行に伴う次の問題について、審議会に諮問します。

記

- 1 規制地域の指定について
- 2 規制基準の設定について



( 答 申 )

昭和 48 年 7 月 23 日

大阪市長 大 島 靖 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

昭和47年8月18日付、大環第813号にて、大阪市長から諮問のありました「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び基準」について、次のとおり答申します。

悪臭防止法に伴う規制地域及び規制基準について

最近における大阪市の悪臭問題は、産業の発展・市街地の周辺拡大等により増加の傾向をたどっている。

このような状況は大阪市のみならず政府もこれを全国共通の問題として、悪臭

問題の早急な改善とその防止対策の徹底を期することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした悪臭防止法が昭和46年制定され、それに基づき、悪臭物質の指定、規制基準の範囲等が定められた。

この法律にもとづく、本市の悪臭防止対策も、種々の検討がなされ、完全に実施されるものでなければならない。

しかしながら、都市の悪臭防止は人体に対する影響、市民の生活環境、経済に与える影響等いろいろな観点から必要とされるものであり、そのための対策は現状の実態は握と合理的、科学的根拠に立って進められるべきものと考えられる。これらのことにより、当審議会は大気専門部会に悪臭小委員会を設け、鋭意審議を行なったところである。

今般、当審議会において、同専門部会の報告に基づき検討を行なった結果、指定すべき地域と、設定すべき基準については、次のとおりとするのが適当であるとの結論に達した。

大阪市域においては、この答申に沿ってすみやかに、悪臭防止の措置を講ずることが必要と考える。

#### [1] 悪臭の規制地域の指定

悪臭公害は年々増加の傾向にあり、昭和46年度の処理件数は騒音に次いで多く、被害人口は、他の公害をしのぎ多くなっている。

これは悪臭が人の感覚器官に直接感知する公害であることに起因しているものと考えられ被害地域も全市域にわたっている。特に新用途地域(原案)による工業専用地域にも苦情が発生していることは、市域の過密化に反映して市営住宅、中小企業労働者住宅等の住居環境のこの地域への進出が原因となっている。

このような悪臭公害の潜在性は大阪市域全部にわたっていることから悪臭規制地域としては、全市域を指定することが適当である。

なお、従来、悪臭物質等に関する規制は大阪府公害防止条例の有害物質として、アンモニア、硫化水素、メルカプタンが市内全域を対象として行なわれている。

#### [2] 規制基準の設定

大阪市内における悪臭防止対策としては、種々の除害設備を設置することにより、かなりの成果を上げてきたところであるが、発生施設としては、特に中小企業に多いため、工場全体から漏えいする悪臭等については、技術的及び経

済的な面において、まだまだ多くの問題を残している。悪臭は人間の感覚器に作用するものであり、相当低濃度においても、生活環境上問題がある。悪臭規制を実施するにあたっては、これらのことを考慮する必要がある。

そこで、法施行規則第1条により、定められた範囲の下限の値、即ち6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5に対応する濃度を全市一律の規制基準として定めるのが適当と考えられるが、当面防止技術の開発、企業の経済性及び、特性を考慮して、暫定期間を設け地域別に臭気強度3及び3.5の2種に分けて、つぎのとおり実施するのが適当と考えられる。

悪臭防止法にもとづく規制基準

〔規制基準〕

悪臭防止法第4条第1号にもとづく規制基準

単位：ppm

物質名	規制基準
アンモニア	1.0
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
トリメチルアミン	0.005
6段階臭気強度	2.5

この表は昭和51年4月1日から施行する。それまでの期間は次表を適用する。

単位：ppm

物質名	第1種区域	第2種区域
アンモニア	1.0 米	1.0 米
メチルメルカプタン	0.004	0.01
硫化水素	0.06	0.1 米
硫化メチル	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.02	0.07
6段階臭気強度	3.0	3.5

この表において「第1種区域」「第2種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。



(1) 第1種区域

第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

(2) 第2種区域

工業専用地域

＊ 既に大阪府公害防止条例の規制を行なっているため、この臭気強度とは異なる。

(3) 実施の時期

段階的規制の実施の時期については大阪地域公害防止計画の達成目標にかんがみ、暫定期間は3カ年とするのが適当である。

なお、本答申は悪臭防止法の施行に伴ない、大阪市長から諮問のあった事項について検討した結果をまとめたものであるが、悪臭問題というものは今回指定のあった悪臭5物質及びその規制の方法のみだけでは解決できないと考えられるので、答申に示した悪臭物質規制基準及び方法は今後、全般にわたる悪臭に関する調査、研究を進め、実状にそくした方法を検討し対処すべきものとする。



( 諮 問 )

大 環 第 8 1 4 号

昭和 47 年 8 月 18 日

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎 殿

大阪市長 大 島 靖

窒素酸化物対策について(諮問)

中央公害対策審議会大気部会〔窒素酸化物等に係る環境基準〕についての専門委員会は、本年6月20日中央公害対策審議会大気部会に対し、地域環境大気中の二酸化窒素及び光化学オキシダントの年間を通じて常に維持されるべき濃度条件について提案しましたが、中央公害対策審議会では、今秋にも答申の運びであると承っております。

つきましては、本市としても窒素酸化物対策に積極的に取り組むにあたり、次のことについて、審議会の意見を求めます。

## 記

### 1 窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて



(答 申)

昭和48年7月23日

大阪市長 大 島 靖 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

昭和47年8月18日付、大環第814号にて、大阪市長から諮問のありましたし窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて、次のとおり答申します。

#### 窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて

窒素酸化物汚染の現状とその影響ならびにその防止対策について検討した結果、大阪市における窒素酸化物による大気汚染対策の当面の方向づけについて、つぎのように報告する。

#### 1 窒素酸化物による大気汚染

窒素酸化物のうち大気汚染物質として問題とされているのは、酸化窒素と二酸化窒素である。しかし現在、その人の健康への影響について注目されているのは二酸化窒素であり、酸化窒素については、未だ明らかではなく、今後、その影響について調査研究しなければならない。

二酸化窒素汚染の現状は、市内の連続測定結果によると、昭和46年度の年間平均値で、0.042 ppm ないし 0.077 ppm に達しており、一般に自動車通行量の多い沿道地域で高い傾向が認められるが、その汚染は市内全域にわたっている。

窒素酸化物は、それ自体としての影響とともに、暖候期においては光化学大気汚染の原因物質として注目されている。

## 2 窒素酸化物の影響と環境基準

窒素酸化物のうち、二酸化窒素がとくに注目されるのは、二酸化いおうより肺の深部まで容易に侵入し、呼吸機能への影響、呼吸器感染症に対する抵抗力の低下をもたらすからである。

さらに、二酸化窒素を原因物質として発生する光化学オキシダントの影響が問題となる。

中央公害対策審議会は、内外の研究成果を検討した結果、昭和47年6月に窒素酸化物ならびに光化学オキシダントの年間を通じて維持されるべき濃度条件として、つぎのように報告している。

(1) 二酸化窒素については、その影響とくに慢性影響が憂慮されること。

さらに二酸化いおうとの相加作用があることに注目して、1時間値の24時間平均値0.02 ppm以下であること。

(2) 光化学オキシダントについては、短時間曝露の影響の防止ということに注目して、1時間値0.06 ppm以下であること。

これらの基準は、科学的な検討の結果提出されたものであり、現在、これを対策の最終目標として設定するのは妥当なことである。

## 3 窒素酸化物対策の現状

わが国の大都市における窒素酸化物等の大気中濃度は、中央公害対策審議会が提出した、地域環境大気中の二酸化窒素ならびに光化学オキシダントの年間を通じて維持されるべき濃度条件に比較して高い水準にあり、大阪市についても例外ではない。

窒素酸化物は主として、石炭・石油等の化石燃料の燃焼により発生し、現在の主要な発生源は、自動車・ボイラー・熔鋸炉・焼却炉ならびに、ある種の化学工業である。

しかし窒素酸化物の排出防止技術は、現在、開発途上にあり、直ちに実効のある対策を講ずることはきわめて困難と考えられる。

自動車排出ガスについては、アメリカ合衆国の1970年大気汚染防止法（マスキー法）による厳しい排出規制に準じた規制が、わが国でも実施される見込みである。

一方、固定発生源については、燃料の天然ガスへの転換がもっとも有効であるが、現在わが国では天然ガスの確保は困難であり、これに多くを期待することはできない。従って、バーナー構造・燃焼方法の改善ならびに脱硝装置の開

発をはかることが緊急の課題である。

バーナー構造や、燃焼方法の改善は、一応技術的には実用化の段階に入りつつあるが、大規模の改造を必要とするものであり、また脱硝装置についてはまだ開発途上であって、いずれにしても、早急に窒素酸化物の排出量を大巾に減少することは、現在、容易ではないと考えられる。

#### 4 窒素酸化物対策の方向づけ

窒素酸化物の環境濃度・影響、ならびに防止技術の現状よりみて、その対策は基本的につぎの点を配慮して、積極的に推進されなければならない。

- (1) 対策の目標として、人の健康に影響を与えない濃度条件の設定が必要であり、現在においては、中央公害対策審議会が報告した濃度条件を採用することが妥当である。
- (2) 当面、具体的に対策が進むまでの期間においては、少なくとも既にかなり悪化している現状の汚染状態を、これ以上悪化させないために、発生源の新・増設を制限する措置が講じられなければならない。
- (3) 窒素酸化物の排出については、現在、野放しの状態にあるが、早急にその妥当な排出基準が設定されるべきである。
- (4) 固定発生源における窒素酸化物排出量をてい減するために、もっとも有効である天然ガスの確保、ならびに燃焼方法の改善、脱硝装置の開発等を各方面の協力のもとに強力に推進すべきである。
- (5) 大阪市における窒素酸化物汚染の原因としての自動車排出ガスの寄与率は府下で最高である。早急にその排出規制を行なうとともに、必要に応じて交通規制等についても関係機関に要請し、実効をはかるべきである。
- (6) 今後、道路行政を進めるに当っては、自動車排出ガス汚染対策の観点から、既存の道路計画についても再検討を加えるべきである。
- (7) 窒素酸化物の環境大気中濃度ならびに発生源からの排出状況の実態を的確には握することは、対策の基礎である。現在、窒素酸化物については、いおう酸化物にくらべ、これらの実態は握がおくれており、早急に整備充実されなければならない。

さらに、光化学大気汚染の関係から炭化水素についても、その実態は握を進めるべきである。

- (8) 窒素酸化物濃度を、早急に最終目標値までてい減することは、種々の条件からきわめて困難である。

従って、クリーンエアプランにおいて、いおう酸化物において設けたように中間目標値を設定するなど、具体的な削減計画を策定し、着実に削減するよう努力することが必要である。

この場合、適切な排出量の総量規制が基本的条件であるが、その技術的基礎は未だ確立されていないだけに、早急に大阪の実状に即して調査研究が進められなければならない。

- (9) 窒素酸化物の人の健康への影響については、その疫学的調査・研究が、まだあまり進んでいない。そのための調査研究を積極的に進め、常に適切な対策がとられるよう努力されなければならない。



(意見聴取)

水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)の実施に関する意見

水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)について、昭和48年3月2日、大阪市公害対策審議会において審議されたが、その後水質汚濁専門部会で検討された後、昭和48年7月23日次のとおり意見の提出があった。

(意見)

昭和48年7月23日

大阪市長 大 島 靖 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)について、次のとおり意見を申しのべます。

水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)  
の実施に関する意見について

大阪市が今回水質汚濁防止のための具体的対策の計画である「クリーンウォータープラン」を作成されましたが、この趣旨は市民の健康を守り環境を保全するため、有害物質を除去し、汚濁負荷総量を削減するとともに、浮遊じん芥、油等の

流下を防止し、大阪湾および近海の汚濁をも軽減することを理想とするものである。

このような趣旨からして、本計画の実施にあたっては、次の点に十分な配慮を願いたい。

#### 1 淀川の浄化対策

淀川は、大阪市民の上水道および工業用水道源であるのみならず市内河川の環境を維持するためにも、極めて大きな影響力を持っているが、本川の水質を保全するためには、流入する上流諸河川における対策がもっとも必要である。

そのため本計画との斉合性をもつように、上流地域における流域下水道、公共上水道の整備と工場排水規制の強化をはかり、汚濁負荷削減に努めるよう国および上流府県市に強く要請すべきである。

#### 2 維持用水の確保

市内河川の自浄作用促進と流水確保のため、現在淀川等から導入されている維持用水量は今後とも削減しないよう要請すべきである。

#### 3 工場排水対策

「水質汚濁防止法」、「下水道法」および「大阪府公害防止条例」に基づく除害施設および排水処理施設の完全実施をはかり、併せて工場排水の汚濁負荷量削減のための工程変更をも実施させること。

なお、総量規制、未規制有害物質項目の追加および処理不可能物質の使用の禁止等について、関係法条例を整備するよう要望するとともに規制の効果をあげるよう監視・指導体制の強化をはかられたい。

又、零細業者に対しては、集団化・共同処理化等について十分な配慮をすること。

一方、スラッジ等の公害防止施設からの廃棄物対策に万全の措置を講じること。

#### 4 下水道について

本計画を達成するためには、下水道整備が最も重要な課題であるので、大阪市は、現行下水道整備5カ年計画を完全実施させるとともに、下水道処理場の適切な管理運営をはかること。

なお、下水汚泥の二次公害防止に必要な処理施設等の開発及び投棄場所の確保に努めること。

現在の高級処理で除去し得ない物質（例えば総窒素、総磷等）をも除去し得

る高次処理の技術を早急に確立し、その実用化をはかること。

#### 5 浮遊じん芥対策

河川、港湾等には浮遊じん芥、油類が多く、これらは沿岸各所における不法投棄によるものであり、これに対する適切な防止対策を実施するとともに監視体制の強化、市民意識の向上、あわせて高能率のじん芥フェンス、収集機器等を開発し、じん芥の効果的な収集および処分対策を確立すること。

なお、市内河川は上流地域の影響が大きいので、浮遊じん芥等を流下せしめないよう上流地域に対して要請すること。

#### 6 財政的措置

本計画の実施に関し、特に下水道整備事業、河川、港湾の浚渫およびスラッジの処分等は莫大な経費を必要とするので、国および府に対しても補助率の引き上げ等の財政援助を要請するなど万全の財政措置を講じること。

6 昭和49年度大阪市公書關係予算總括表

(單位：千円)

局別 項目	環境保健局		經濟局		環境事業局		土木局		下水道局			
	49年度	48年度	增△減	49年度	48年度	增△減	49年度	48年度	增△減	49年度	48年度	增△減
工場適正分散事業費	8,005,427	2,505,055	500,372									
大気汚染防止対策費	198,681	281,017	△ 87,386	12,440	0	12,440	906,500	540,000	366,500	68,000	0	68,000
水質汚濁防止対策費	61,108	52,128	8,985	86,480	35,071	1,409	18,000	17,720	280	168,080	169,300	7,780
騒音・振動防止対策費	149,829	12,751	137,078	10,100	0	10,100						
地盤沈下対策費	11,902	11,147	755									
悪臭防止対策費	5,447	5,483	14									
産業廃棄物処理対策費	27,007	20,819	6,188									
健康対策費	193,570	711,703	△ 518,133									
助成事業費	204,508	121,683	82,825									
融資金費	500,000	800,000	△ 300,000									
その他	208,069	1,215,858	△ 1,012,289	26,500	46,300	△ 19,800				0	321,000	△ 321,000
計	4,555,498	5,737,089	△ 1,181,591	85,520	81,371	4,149	924,500	557,720	366,780	236,080	481,300	△ 245,220
												25,120,000
												10,000



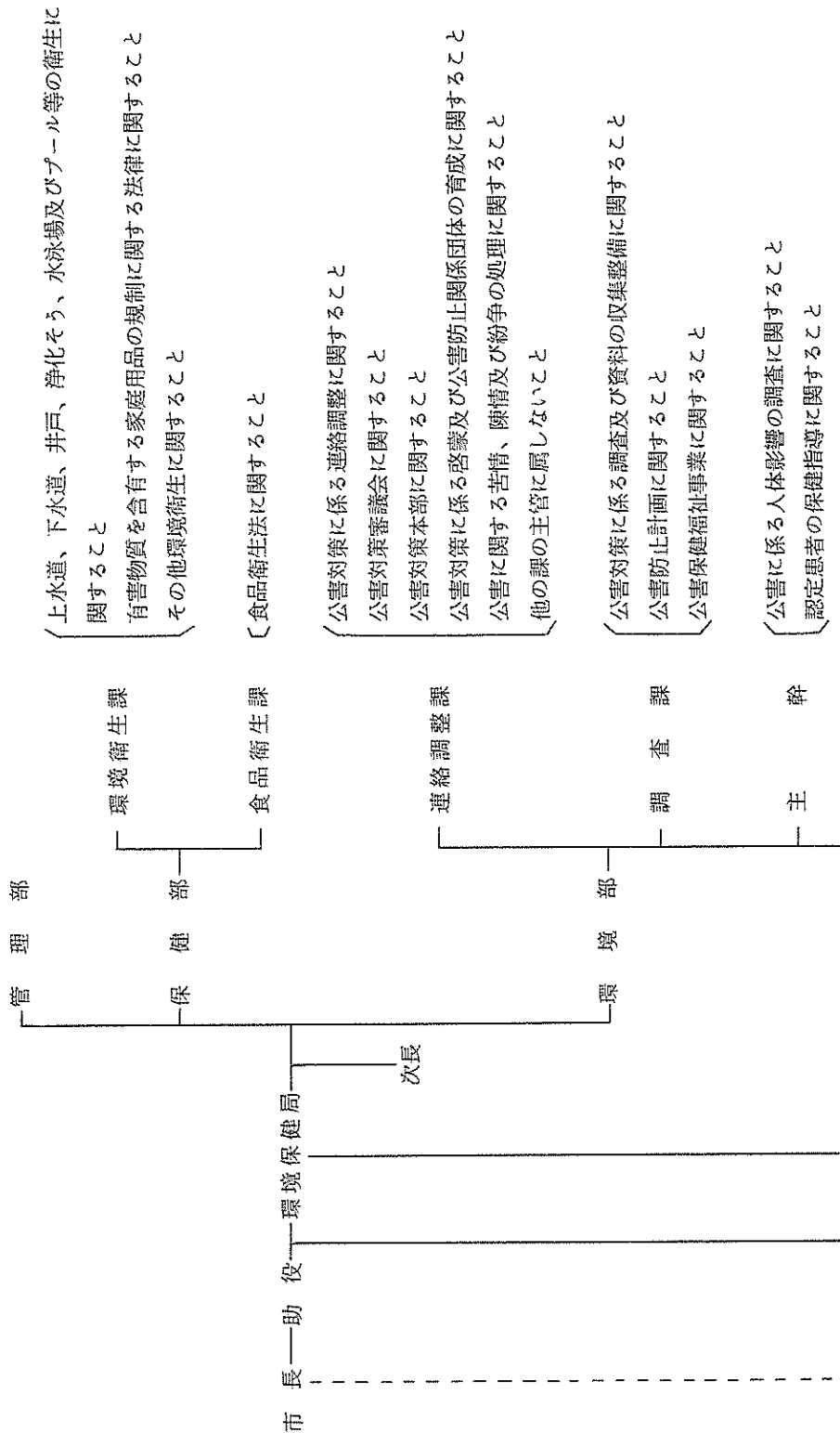
( 単位：千円 )

項目	公 團 局			港 湾 局			教 育 委 員 会			台 計		
	49年度	48年度	増△減	49年度	48年度	増△減	49年度	48年度	増△減	49年度	48年度	増△減
	工場適正分散事業費										3,005,427	2,505,055
大気汚染防止対策費							427,140	412,650	14,490	1,607,711	1,233,667	374,044
水質汚濁防止対策費				674,500		652,500				26,088,168	25,407,214	680,954
騒音・振動防止対策費							1,026,375	848,096	178,279	1,186,304	860,847	325,457
地盤沈下対策費										11,902	11,147	755
患児防止対策費										5,447	5,433	14
産業廃棄物処理対策費										27,007	20,819	6,188
健康対策費										193,570	711,703	△ 518,133
助成事業費										204,508	121,683	82,825
融資基金費										500,000	800,000	△ 300,000
その他の	29,500	15,500	14,000				4,050	4,650	△ 600	263,119	1,602,808	△ 1,339,689
計	29,500	15,500	14,000	674,500	22,000	652,500	1,457,565	1,265,396	192,169	33,033,163	33,280,376	△ 187,213

( 注 ) 水道事業並びに工業用水道事業を含めた場合  
 48年度 2,366,270千円 372,600千円 計36,019,246千円  
 49年度 1,421,378千円 2,637,000千円 37,151,541千円

# 7 公害対策関係組織機構図

昭和49年8月現在



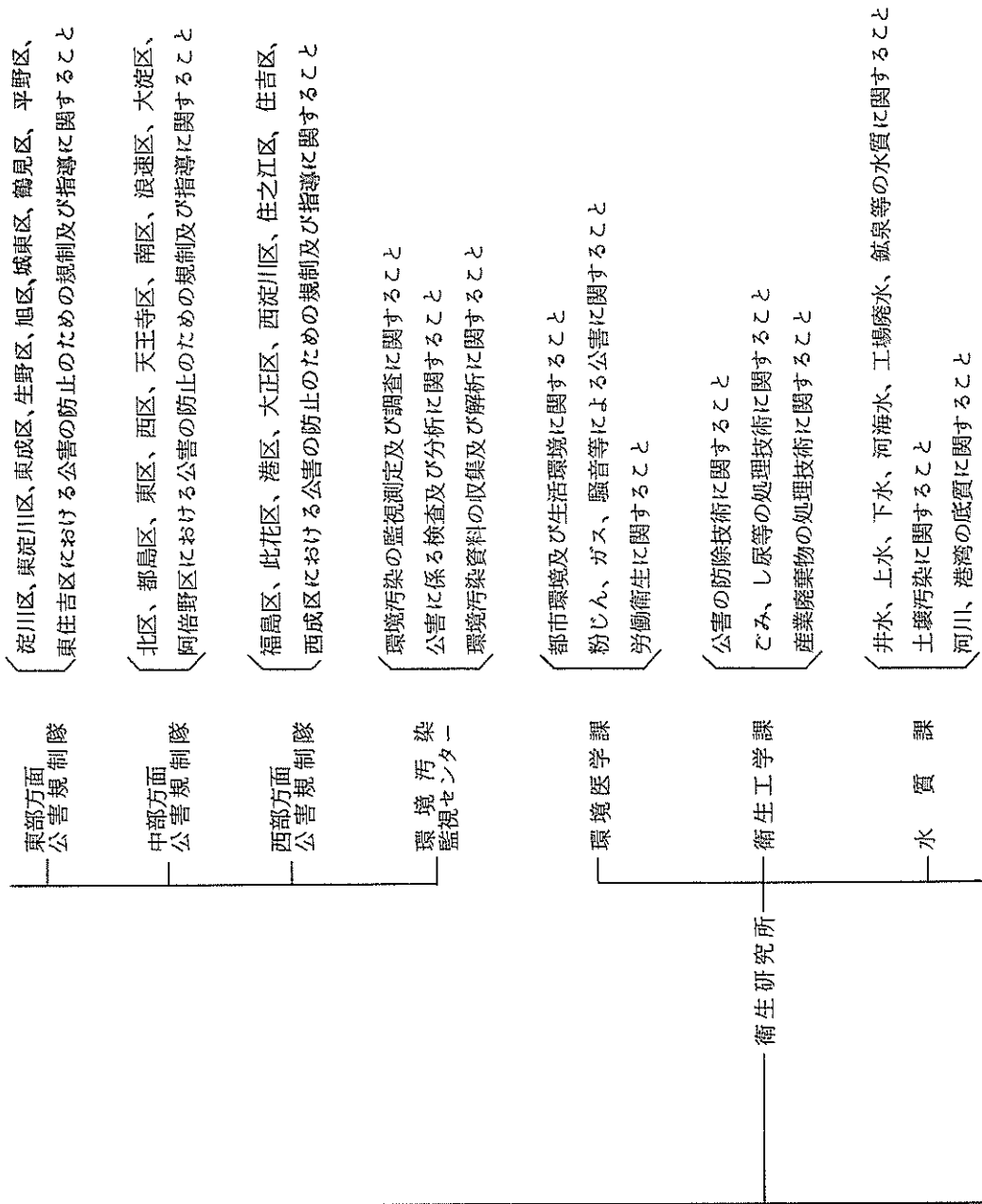
――	主 幹	〔公害健康被害補償法に基づき審査、認定及び医療費等の支給に関すること 〕 〔その他公害に係る健康被害の救済に関すること 〕
――	主 助 成 課	〔公害防止に関する融資助成に関すること 〕 〔公害発生源工場の集団化及び跡地の買収に関すること 〕
――	産業廃棄物指 導 課	〔産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関すること 〕 〔産業廃棄物処理業の許可及び業者の指導監督に関すること 〕
――	主 幹	〔産業廃棄物処理の規制に関すること 〕 〔産業廃棄物処理の技術的調査及び研究に関すること 〕
――	規 制 計 画 課	〔大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動及び地盤沈下等に係る規制計画に関すること 〕
――	主 幹	〔水質汚濁の防止に関すること 〕 〔土壌汚染の技術的調査に関すること 〕
――	主 幹	〔騒音、振動及び地盤沈下の防止に関すること 〕
――	規 制 指 導 課	〔公害関係法令に基づき届出、申請の受理、審査及び許可に関すること 〕 〔公害発生源工場等に係る資料の調査分析及び整備に関すること 〕 〔環境汚染監視センター及び方面規制隊との連絡調整に関すること 〕 〔公害防止に係る行政処分及び啓発に関すること 〕

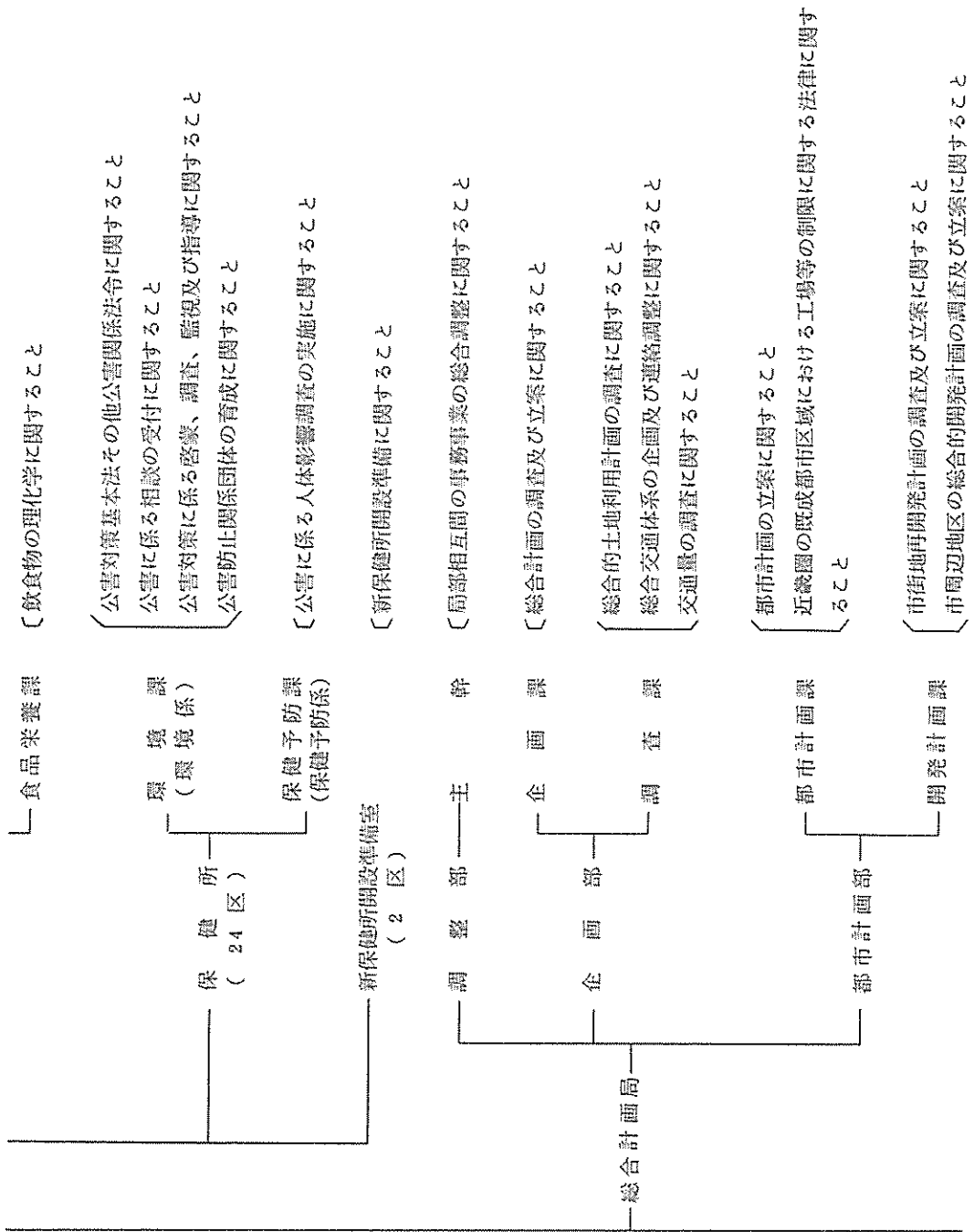
公害対策審議会  
(37. 3.31 設置)

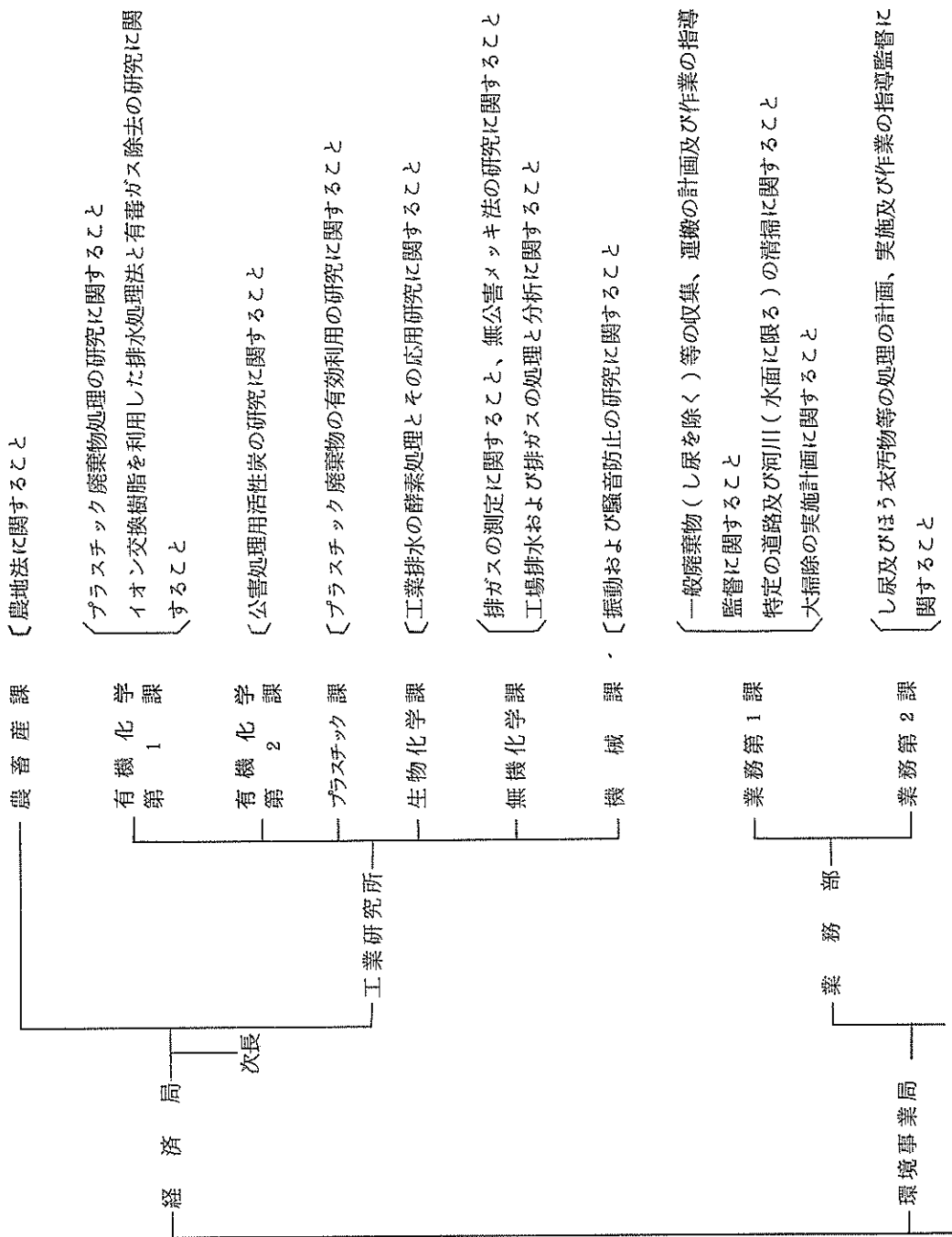
公害対策本部  
(45. 8. 7 設置)

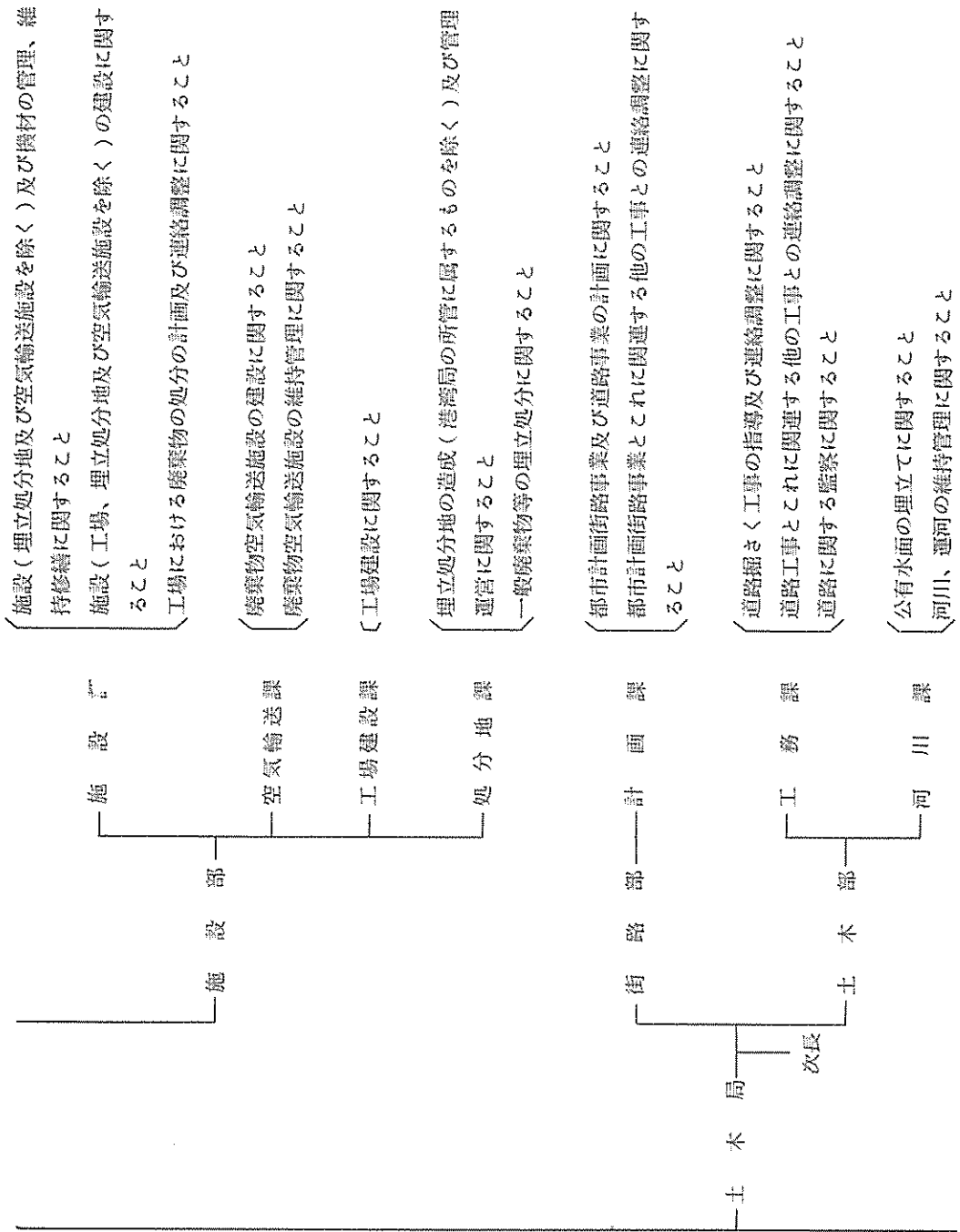
西淀川区大気汚染  
緊急対策推進会議  
(45. 6.27 設置)

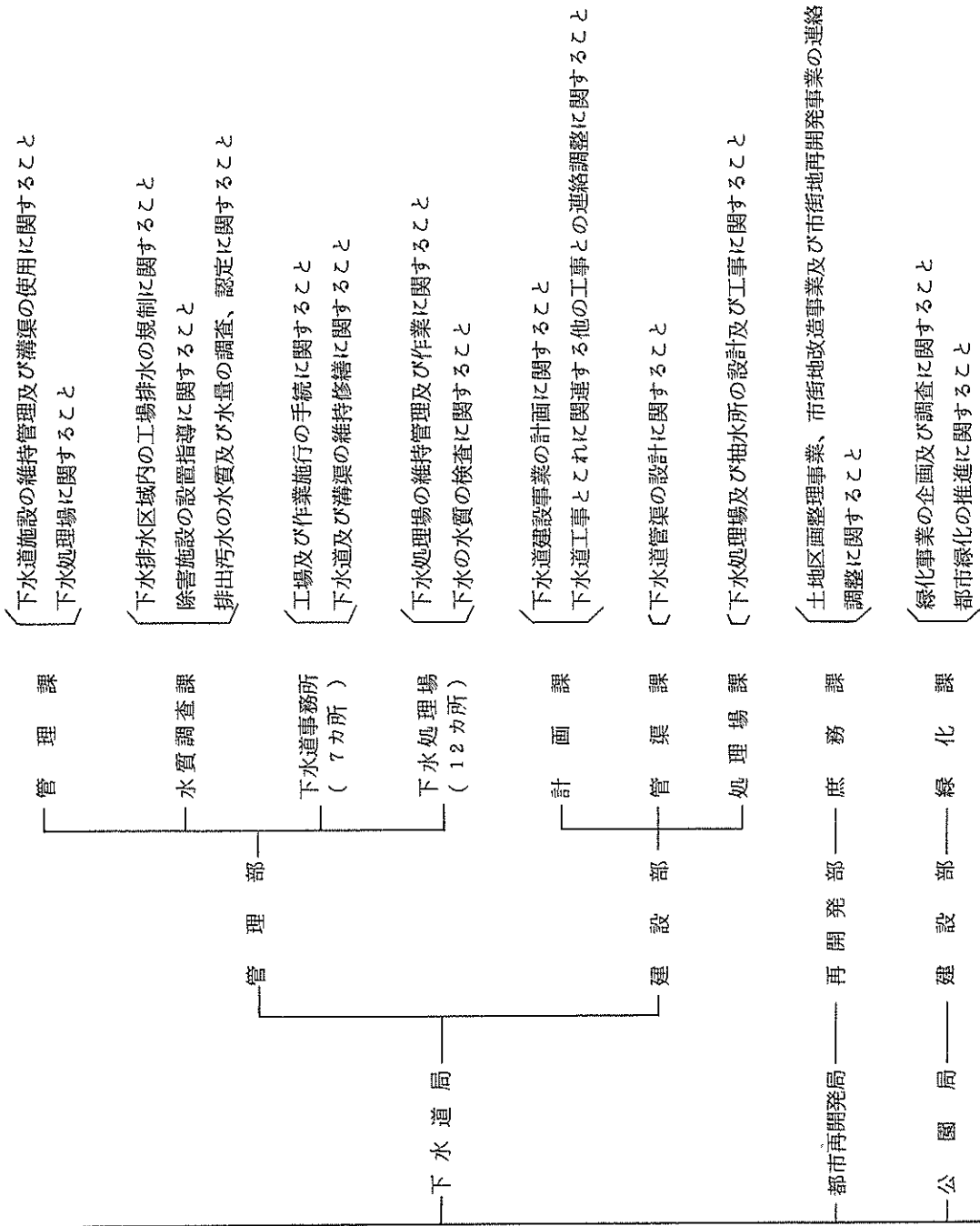
河川浄化対策本部  
(49. 6.11 設置)



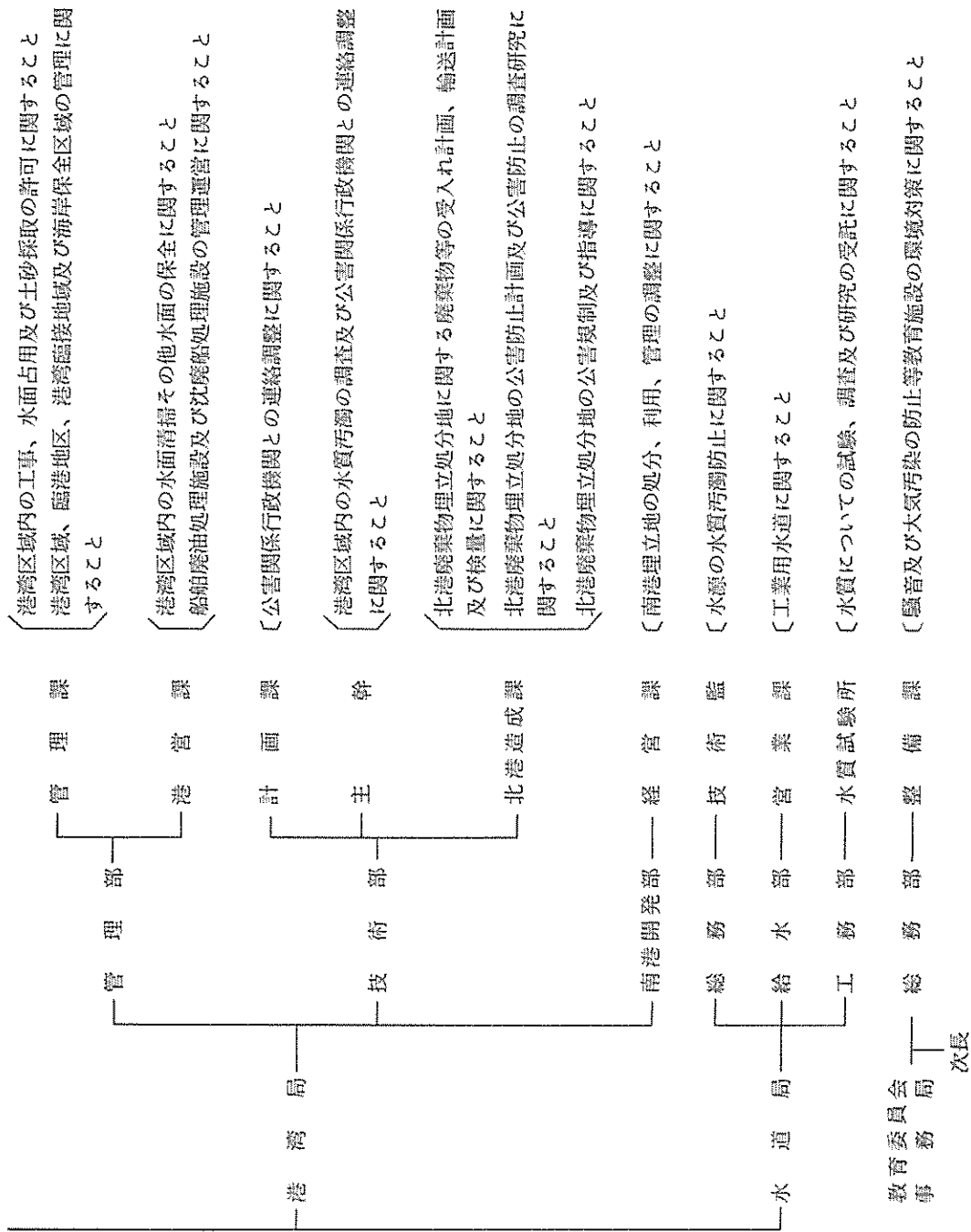








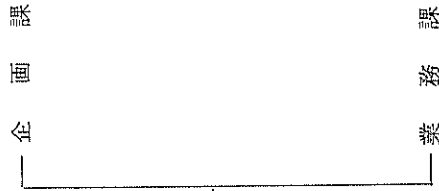




# 大阪産業廃棄物処理公社

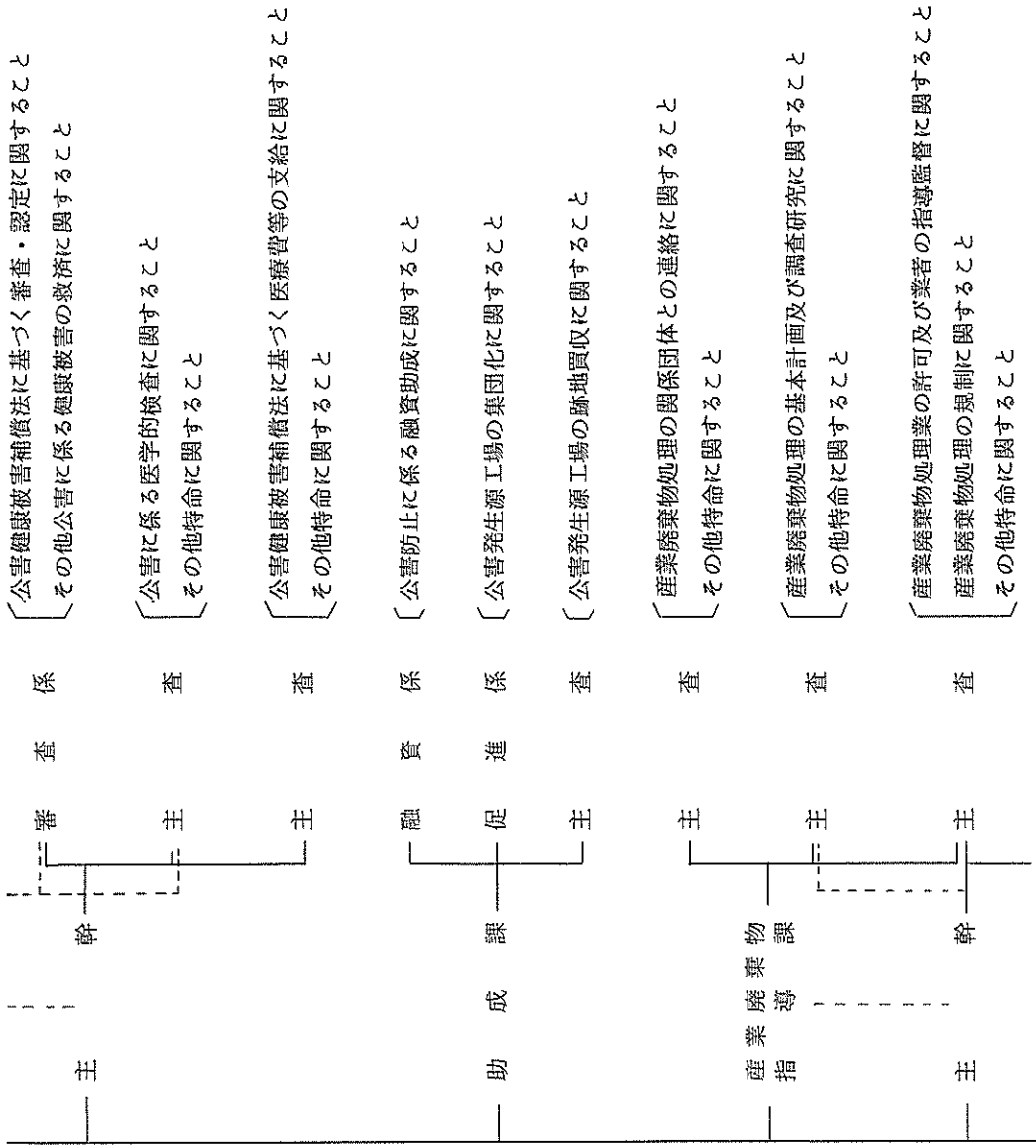
4.6.2.1.9 設立

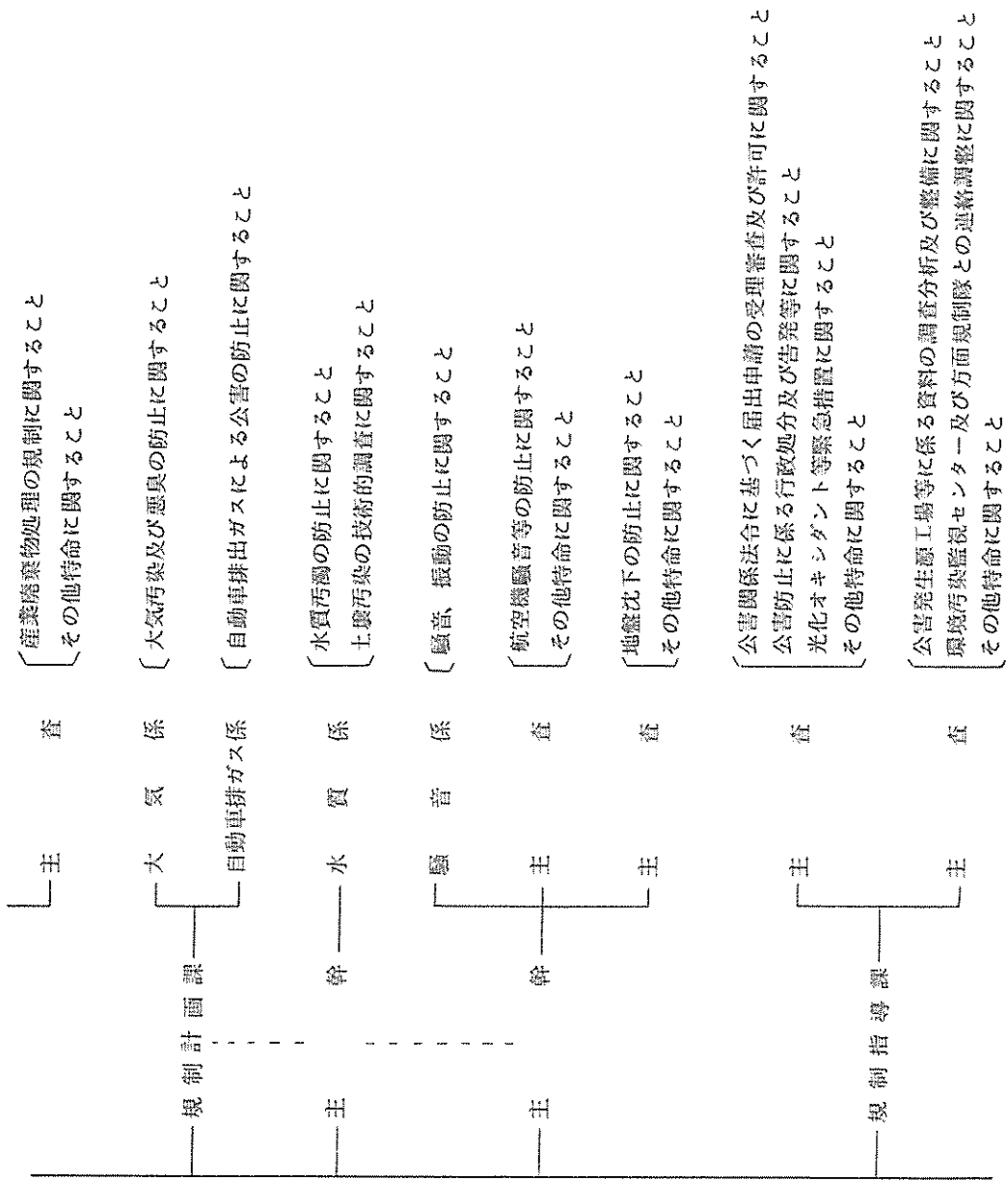
- 審付行為及びその他諸規程に関すること
  - 理事会及び役員に関すること
  - 経理及び人事に関すること
  - 資産の管理に関すること
  - 庶務に関すること
  - 評議員会の運営に関すること
  - その他他課の所管に属しないこと
- 
- 事業の企画及び実施に関すること
  - 事業に係る手数料の策定及び徴収に関すること
  - 排出者等との契約調整に関すること
  - 契約排出者の指導、監督に関すること
  - 廃棄物の処理、処分技術の開発に関すること
  - 専門委員会の運営に関すること

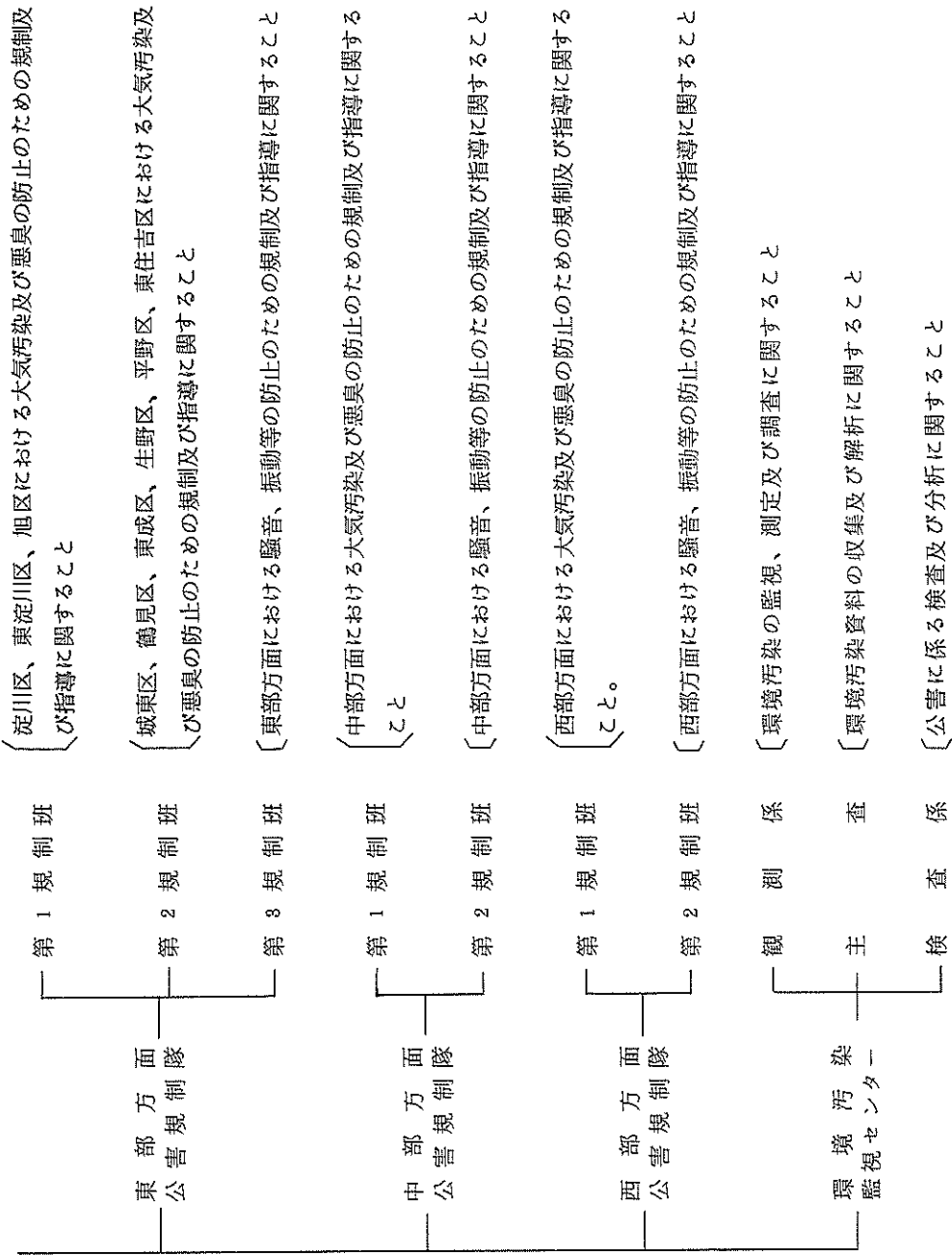


理事長 — 専務理事 — 専務理事兼専務局長



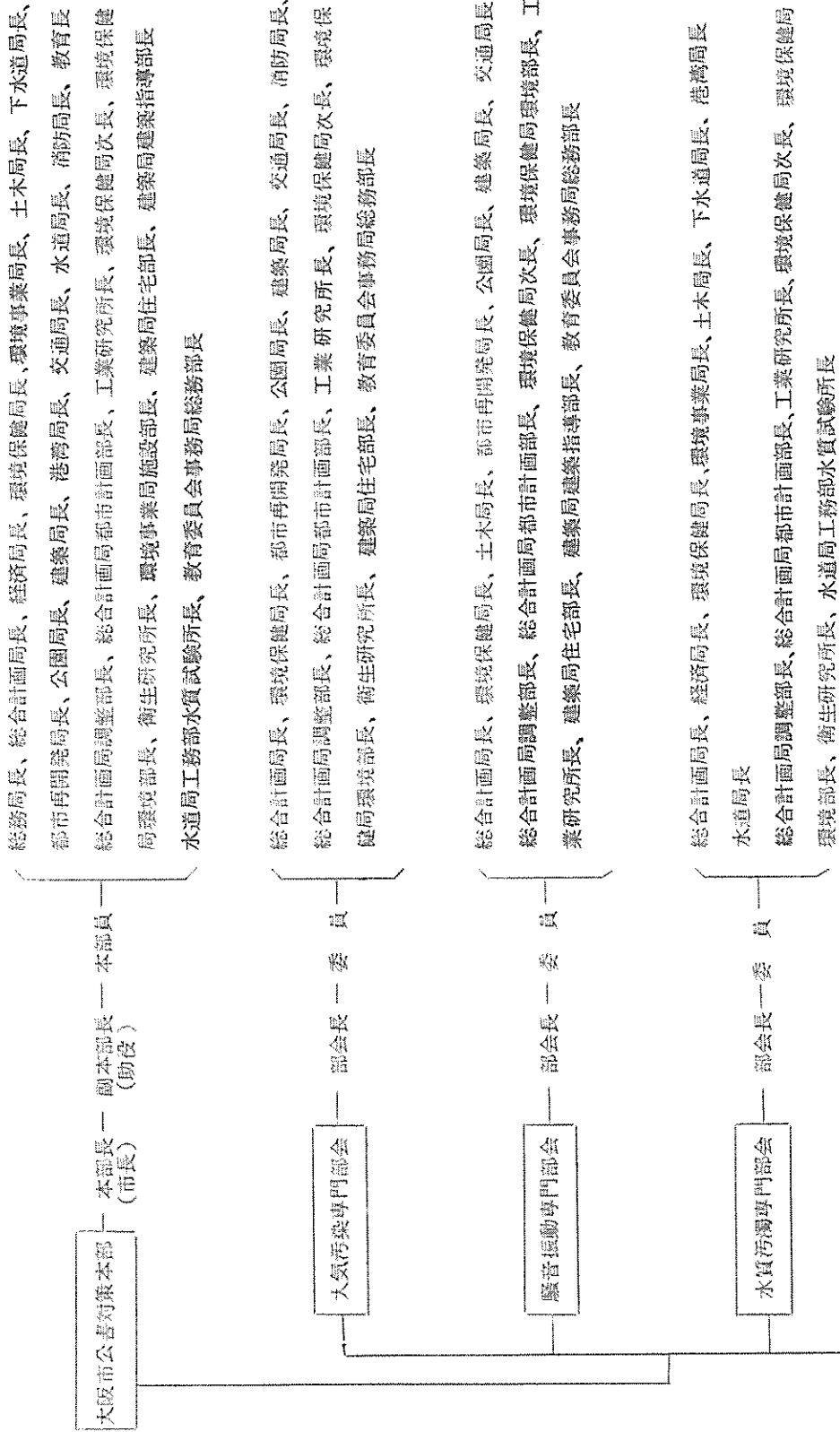






# 大阪市公害対策本部

## 45.8.7 設置







## 8 公害対策関係職員数

### (1) 環境部職員数

昭和49.8.1現在

課・係	事務	医師	薬剤師	獣医師	保健師	技術						医療技術補助員	公技市補助員	自動車運転手	計	備考	
						機械	電気	土木	衛生学	化学	建築						気象
運輸調整課	10			1									1	10	10	32	34 部長1 課長1 主幹1(出向)主査1(出向)
相談係	2															2	
調査課	14	1	2	1						1						19	31 課長1 主幹1 主査2 主幹1 主査2
健康指導係	1				1											2	
審査係	9			1												10	
助成課	3															3	7 課長1 主査1
促進係	4															4	
産業廃棄物指導課	3		6					2	1	2						14	14 課長1 主幹1 主査4
規制計画課	1		2						2	1		1				7	29 課長1 主幹1 主査2
自動車排ガス係			1			2				1						4	
水質係			2	1		1	1		2	1						8	
騒音係			1			5		3			1					10	
規制指導課	2		5	1						1						9	9 課長1 主査2
東部方面公害規制隊			4													4	10 隊長1
第2規制班			3													3	
第3規制班			1			2										3	
中部方面公害規制隊			3			1				1						5	7 隊長1
第2規制班			1							1						2	
西部方面公害規制隊			6			1				1						8	11 隊長1
第2規制班			2	1												3	
環境汚染監視センター			3			3	1	3	2	1		1				14	19 所長1 主査1
視察係			4							1						5	
計	49	1	46	6	1	15	2	8	7	11	2	2	1	10	10	171	

### (2) 保健所公害関係職員数

24	保健所	9	69	19												11	109	環境課長 18 環境係係 24 主査 9
----	-----	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	-----	----------------------------

## 9 公害関係協議会等一覧表

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
1	公害対策審議会	(事務局) 大阪市環境保健 局環境部 (会長) 阪大名誉教授 梶原 三郎	委員 30名以内 (現在28名)	37. 3. 31	公害関係諸問題についての重要 事項の調査及びその対策の審議 に関する事務
2	環境保全推 進都市協議 会	全国市長会	大 阪 市 ほか67市	49. 8. 8 公害関係都 市協議会を 名称変更	(1) 大気汚染、水質汚濁、その 他公害に関する調査研究 (2) 公害防止対策の推進強化
3	10大都市公 害主管局部 長会議	加盟都市持回り	札 幌 市 東 京 都 横 浜 市 川 崎 市 名 古 屋 市 京 都 市 大 阪 市 神 戸 市 北 九 州 市 福 岡 市	44. 11. 14	公害行政の諸問題について意見 の交換と相互の連絡を行ない、 公害行政の効果的推進に資する ことを目的とする
4	大阪府市公 害行政連絡 協議会	大 阪 府 大 阪 市 交互で分担	大 阪 府 大 阪 市	42. 1. 10	府、市相互の緊密な連絡協議を 図り、統一的効果的な公害行政 の推進を期する
5	大阪府都市 公害問題協 議会	大阪府市長会	府下31市	45. 4. 1	大阪府下各市の公害行政に関す る連絡を密にし、その円滑な運 営をはかり、公害行政全般の改 善推進に資することを目的とす る。
6	大阪市・尼 崎市 公害行政連 絡会	大阪市環境保健 局環境部及び尼 崎市生活環境局 持回り	大 阪 市 尼 崎 市	43. 8. 7	両市の公害関係情報の交換及び 大気汚染等の協同調査

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
7	大阪市・堺市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び堺市公害対策部持回り	大阪市市堺市市	46.10.23	両市の公害関係情報の交換
8	大阪市・東大阪市・八尾市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部、東大阪市都市公害部及び八尾市市民経済部持回り	大阪市市東大阪市市八尾市市	46.6.22	三市の共通する公害問題の連絡調整と情報交換
9	大阪市公害防止会連合会	(事務局) 環境保健局環境部連絡調整課 (会長) 西淀川区公害防止研究会会長 江崎利一	北区公害防止研究会ほか22 公害防止研究会	35.10.1 (大阪市煤煙防止会連合会として)	公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等の自主実践活動を行う他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる
10	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府(常任幹事県)	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	38.10.1	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望
11	阪神広域スモッグ対策連絡協議会	大阪府兵庫県	大阪府市市堺市市兵庫県市市神戶市市尼崎市市西宮市市芦屋市 大阪管区气象台 大阪市衛生研究所等測定機関及び通産局	40.11.1	大気汚染の広域性に対処して、広域的なスモッグ対策を推進する

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体等	設立年月日	事業概要
12	社団法人 大気汚染研究全国協議会	(会長) 鈴木 武夫 (理事長) 大喜多 敏一	47の都道府県市町等と46の会社・団体並びに約1,200人の個人会員からなっている	34.12.29	大気汚染に関する学術的な調査研究及び知識の普及を図り、公共の福祉と産業の発展に貢献することを目的に次の事業をおこなう。 (1) 大気汚染に関する調査研究 (2) 大気汚染に関する調査の連絡及び情報交換 (3) 大気汚染に関する講演会、研究発表会、学会等の開催 (4) 大気汚染に関する刊行物の発行 (5) その他、この法人の目的達成に必要な事業
13	近畿地方 大気汚染調査連絡会	(事務局) 大阪管区气象台 (会長) 大阪大学名誉教授 梶原 三郎	・近畿地方の大阪府市等関係府県市行政機関 ・大学研究機関 ・大気汚染関係メーカー等	31. 7.20	4分科会に分け、近畿地方の大気汚染実態は握と影響調査及び大気汚染防止方法の研究の実施
14	大阪自動車 排出ガス対策推進会議	(庶務) 大阪市環境保健 局環境部規制計 画課 大阪府生活環境 部公害室特殊公 害課 (議長) 大阪市長 大島 靖 大阪府知事 黒田 了一	大阪市・大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務 所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府自家用自 動車連合会 日本自動車連盟 関西本部 大阪自動車販売 店連盟	43. 4.27	自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう (1) 推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法 (2) 自動車排出ガス対策に関する情報の交換 (3) その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体等	設立年月日	事業概要
			大阪旅客自動車 協会 大阪府石油協同 組合 大阪府トラック 協会 大阪バス協会 大阪タクシー協 会 大阪軽自動車協 会 日本自動車工業 会 大阪府ばい煙防 止研究会 大阪市公害防止 会連合会 大阪府自動車整 備振興会 大阪小型自動車 整備振興会		
15	瀬戸内海環 境保全知事 ・市長会議	兵庫県生活部 (議長) 兵庫県知事 坂井時忠	大 阪 府 兵 庫 県 和 歌 山 県 岡 山 県 広 島 県 山 口 県 徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 福 岡 県 大 分 県 大 阪 市 神 戸 市 北 九 州 市	46. 7. 14	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に 則り、広域的な相互協力によっ て、瀬戸内海の環境の保全を図 り、もって人間性豊かな生活ゾ ーンを実現すること (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣 旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のため の基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事業

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体等	設立年月日	事業概要
16	大阪湾海水汚濁対策協議会	大阪府 生活環境部 (代表理事) 黒田了一	大阪府 兵庫県 和歌山県 大阪府 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 泉南市 忠岡町 田尻町 岬町 阪南町 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 津名町 淡路町 東浦町 和歌山市	47.11.21	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること (事業) (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換 (3) その他必要な事業
17	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 渡辺辰生	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 水資源開発公団 大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 大阪府 京都府 高槻市	33.7.14	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、つぎの事業を行なう (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対す

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体等	設立年月日	事業概要
			枚方市 守口市 尼崎市 寝屋川市 阪神水道企業団		る協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業
18	大和川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局（会長） 近畿地方建設局長 渡辺辰生	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 河内町 太子町 狭山町 美原町 千早赤阪村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 王寺町	42. 5.12	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行なう (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
19	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	近畿地方建設局（会長） 近畿地方建設局長 渡辺辰生	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府	44. 4.18	（目的） 神崎川の実態は握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施して

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体等	設立年月日	事業概要
			兵庫県 大豊中 吹田 摂津 茨木 高槻 池田 箕面 能勢 東能勢 尼崎 伊丹 川西市 猪名川 宝塚 神安土地改良区		その実効をあげる (事業) (1) 水質保全に関する広報及び その他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協 力 (4) 不法投棄の取締り、工場の 立入検査 (5) その他必要な事業
20	大阪港海水 汚濁防止対 策協議会	大阪海上保安監 部 (会長) 大阪港長 富田良輔	大阪海上保安監 部 近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間29団体	42.4.20	大阪港およびその境界付近にお けるごみ、流木、廃船、油、汚 水などによる海水の汚濁防止に 関する事項を協議し、もって船 舶の交通安全確保および公害の 防止を図るため、次の事項を調 査、研究、協議し、対策を推進 する。 (1) 汚濁の実態 (2) 汚濁の発生原因 (3) 汚濁防止対策
21	大阪地盤沈 下総合対策 協議会	大阪市環境保健 局 (会長) 大阪市長 大島靖	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	36.11.27	大阪における高潮防禦及び地盤 沈下防止に関する総合対策の樹 立並びにその実施の促進に必要 な事業を行なう



番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体等	設立年月日	事業概要
22	地盤沈下対策都市協議会	全国市長会 (会長) 新潟市長	東京都 川崎市 川口市 新潟市 名古屋 大阪市 西宮市 尼崎市	35. 7. 28	(1) 協議会、懇談会等の開催 国会、中央関係各省に対し 地盤沈下関係予算の増額、国 庫の高率補助の要望陳情を行 なう (2) 研究会の開催 関係各省庁の担当官あるい は学識経験者を講師として地 盤沈下に関する諸問題につい ての研究 (3) 広報活動 広報パンフレット等を刊行 し地盤沈下対策の促進を関係 方面に要望する
23	大阪府市産業廃棄物処理対策協議会	大阪府市 大阪府市 交互で分担	大阪府市 大阪府市	45. 7. 23	府、市相互の連絡を密にし、産 業廃棄物処理対策の円滑な運営 をはかることを目的とする
24	大阪国際空港騒音対策協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 伏見正慶	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 吹田市 芦屋市	39. 10. 16	(目的) 大阪国際空港における航空機騒 音防止対策をはかること (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその 促進 (3) 騒音防止及びその対策に関 する法制化の促進 (4) その他必要な事業
25	全国民間空港関係市町村協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 伏見正慶	全国の民間空港 に関係する 61 市町村が加盟	42. 2. 23	(目的) 加盟市町村が有する民間空港関 連の各種の問題を総合的に調査 研究し、これを解決するための 方策を推進する